

過疎地域自立促進計画書

平成 2 2 年 9 月

(平成 2 3 年 3 月一部変更)

(平成 2 3 年 9 月一部変更)

(平成 2 4 年 3 月一部変更)

(平成 2 4 年 9 月一部変更)

(平成 2 5 年 9 月一部変更)

(平成 2 6 年 3 月一部変更)

(平成 2 6 年 9 月一部変更)

(平成 2 7 年 3 月一部変更)

(平成 2 7 年 9 月一部変更)

(平成 2 8 年 3 月一部変更)

広島県三次市

1	基本的な事項	1
(1)	概況	
(2)	人口及び産業の推移と動向	
(3)	行財政の状況	
(4)	地域の自立促進の基本方針	
(5)	計画期間	
2	産業の振興	20
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
3	交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進	31
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
4	生活環境の整備	42
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	50
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
6	医療の確保	56
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
7	教育の振興	59
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
8	地域文化の振興等	64
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
9	集落の整備	66
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	69
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	

1 基本的な事項

(1) 概況

ア 自然的，歴史的，社会・経済的諸条件の概要

(イ) 自然的条件

a 位置と面積

本市は，広島県の北部で，島根県と県境を接する中国地方の内陸中央部に位置し，大阪へ約250km，下関へ約250kmの距離圏にあり，山陽側の広島・呉・三原・尾道・福山，山陰側の浜田・江津・大田・出雲・松江・米子などの各都市へは，ほぼ同距離の約50～80kmの位置にある。これらの都市への広域交通網は，大阪・下関方面と結ぶ中国縦貫自動車道をはじめ，中国地方の山陽・山陰を結ぶ各国道，県道，JR鉄道網などが，本地域の中央部で結節している。

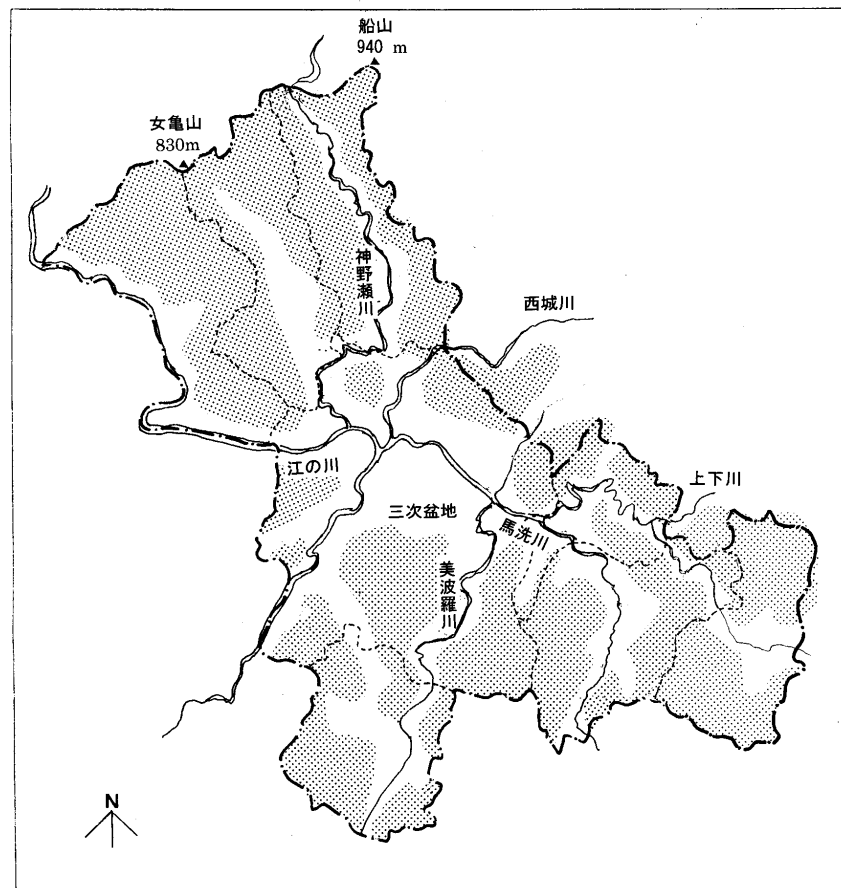
本市の総面積は約778.19k㎡で，広島県の総面積8,477.73k㎡の約9.2%を占めている。

■ 本市の位置



b 地勢

本地域の主要な河川は、西南の安芸高田市甲田町から三次盆地の中央に流下し、そこで西に流れを変えて作木町の西側の境界沿いに北流して日本海にそそぐ「江の川」を本流として、神野瀬川、西城川、馬洗川などの支流が三次盆地の中央で合流している。各支流は、神野瀬川が君田町の北側に隣接する庄原市高野町の高暮ダムから君田町・布野町を流下、西城川が東北側の庄原市から流下、また、甲奴町、吉舎町、三良坂町を流下する上下川や三和町を流れる美波羅川の水を集める馬洗川が、それぞれ市中央部で江の川にそそいでいる。地形は三次盆地を中心に、各支流沿いに標高150～200mの平坦地が広がっている。その背後は概ね標高300～600mの緩やかな枝状の丘陵・山地となっているが、北部の県境周辺部は800～900m級の山々に囲まれた急峻な地形となっており、本地域の8割が林野で占められている。



c 気象

平成21年の平均気温は約13.3度，年間降雨量は約1,390mm，降雪期間は12月中旬から3月中旬まで3箇月に及び，本地域では，秋から早春にかけての早朝，川霧が三次盆地一面に発生滞留し，高いところから観ると周辺の山が島々に見える「霧の海」が出現する。

(i) 歴史的条件

本地域は内陸部における農林業を主産業とする地域として発展してきたが，近年は広域交通網が整備されたことによって，内陸型の工業が展開している。また，本地域内の旧三次地域は，古くから山陰・山陽を結ぶ交通の要衝であり，備北地域の商業・文化などの広域生活圏の中心となっている。

本地域の行政区域は，明治4年（1871年）廃藩置県，明治22年（1889年）の町村制施行時の合併，明治31年（1898年）三次郡と三谿郡の合併による双三郡の設置，昭和27～33年（1952～1958年）の合併などを経て，平成16年（2004年）4月1日には，三次市と君田村・布野村・作木村・吉舎町・三良坂町・三和町・甲奴町の合併により三次市を新設した。

(ii) 社会的条件

本地域の広域的位置は，広島県の北部で，島根県と県境を接する中国地方の内陸中央部，大阪へ約250km，下関へ約250kmの距離圏にあり，山陽側の広島・呉・三原・尾道・福山，山陰側の浜田・江津・大田・出雲・松江・米子などの各都市へは，ほぼ同距離の約50～80kmの位置にある。

これらの都市を結ぶ広域交通網は，大阪・下関方面を結ぶ中国縦貫自動車道をはじめ，中国地方の山陽・山陰を結ぶ各国道，県道，JR鉄道網などが，本市で結節している。

(iii) 経済的条件

本市の就業構造は，昭和35年で61.6%あった第1次産業は大きく後退し，第2次及び第3次産業を主体とするものに移行し

ている。その構成は、平成17年で第1次産業が15.7%、第2次産業が24.9%、第3次産業が57.7%となっており、県平均と比較すると、第1次産業は11.3ポイント上回り、第3次産業は10.3ポイント下回っている。

就業者数は、平成17年に30,586人となっており、昭和35年と比較しても30.3%の減、平成12年と比較して5.8%の減となっている。

また、総人口に対する就業者の割合は、昭和35年の52.8%から平成17年の51.6%と微減であるが、就業者総数は13,291人減少している。

イ 過疎の状況

(7) 人口等の動向

昭和35年の国勢調査人口は、83,030人であったが、昭和45年は65,561人であり、10年間で実に21.0%もの減少を示した。平成17年は59,308人であり、昭和35年との比較では、28.6%の減少であるところから、昭和45年までに大幅な人口の流出があったことがわかる。近年では、平成12年に61,633人であった人口は、平成17年と比較すると3.8%減少しており、昭和60年以降からゆるやかな減少が続いている。

年齢階層で見ると、高齢者の人口割合は、平成17年に29.9%を示しており、高齢化の進展は今後も続くものと予想され、平成22年6月には30.7%に達しており、「超高齢社会」の指標となる30%を超えている。また、総人口が減少する中で、特に若年層の減少が深刻化しており、今後、少子高齢化による地域活力の低下はもとより、伝統・文化などの衰退や農地の荒廃化などの環境悪化など様々な影響が予想される。

(4) これまでの対策

平成16年（2004年）4月1日の市町村合併により、新三次市が誕生して以来、みなし過疎地域の指定を受け、様々な過疎対策に取り組んできた。

交通通信体系の整備では、市道や農林道の改良推進による生活道路網の整備及び地域情報化（ケーブルテレビなど）事業など、産業の振興では、ほ場整備、有機センターや道の駅の整備など、生活環境の整備では、消防施設、飲料水確保のための上水道や簡易水道、下水処理施設として農業集落排水施設や公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。）、定住条件整備として分譲住宅団地の整備など、高齢者など福祉の増進では、高齢者福祉施設、グループホーム、ケアハウス、福祉団地の整備、保育所の整備や市街地公園整備など、医療の確保では、診療施設整備、教育文化の振興では、学校校舎などの学校教育施設、美術館、運動公園、文化財収蔵施設などの整備や、その他に歴史的地区環境整備などをあげることができる。

これにより、生産基盤や生活環境の整備について一定の成果をあげることができた。

しかし、過疎問題の根幹的課題である人口の減少は、今なお続いており、地域の活性化を進めるためには、一番のパワーの源である「人」を増やすことこそが最大の課題である。

そして、人口の定住や流入を呼び込み、さらには交流の振興などを図って、人が集い、にぎわいのある元気なまちづくりを進めることが必要である。

今後の過疎地域の自立促進に向けては、地域の特性に応じたきめ細かい定住環境の整備、産業の振興、個性的な地域文化の振興を進め、持続可能な地域社会の形成をめざし、地域の再生を図る必要がある。

(f) 現在の課題と今後の見通し

a 地方主権時代の幕開け

平成12年4月、地方分権一括法が施行され、国と地方の関係は大きく変化し、市町村は、自治の基本となる基礎自治体と位置づけられたことにより、市民に最も身近な行政として、特色あるまちづくりを担うこととなった。

さらに、地域主権型社会の到来に伴い、自分たちの住む地域は自分たちで創っていくという自立した三次市をめざすことが求められている。

b 行財政基盤の強化

平成16年4月1日、8市町村が合併し、「新生・三次市」がスタートした。以来、新たな行政の枠組みのもとで、地域の一体性と市全体の発展をめざしたまちづくりを進めてきたが、依然として行財政環境は厳しく、地域の伝統・文化を大切にしながら、新たな夢を創造する魅力あるまちづくりの推進が求められている。

さらに、行財政基盤の整備と強化を行い、施策の選択と集中など、地域の実情に応じた施策を立案し、実行していくことができる、効果的な行財政運営が一層求められている。

c 市民が主役のまちづくり

まちづくりは、行政中心に進める時代から「市民が主役となるまちづくり」が求められている。これからの行政は、ハードとソフトの基盤整備を担い、市民がまちづくりの主役として、夢の持てる元気な地域社会の形成をめざし、情報開示や情報提供、行政評価への市民参加など、市民との対話と協働による開かれた行政の推進が必要である。

d 少子高齢化・人口減少社会

本市の総人口は、昭和60年の64,078人（国勢調査）を境に減少しており、平成21年には58,871人（住民基本台帳）で、人口構成比は、年少人口では12.9%と、昭和35年以降年々減少している。一方で老年人口は、30.3%に達しており、少子高齢化が顕著となっている。

少子高齢化や人口減少は、社会保障費負担の増加や労働力の減少、地域社会における担い手不足やコミュニティの低下が懸念されている。

このため、子育てしやすい環境づくりや、高齢者の知識や

経験を活かした健康で生きがいを持てる社会づくりに取り組むとともに、子どもから高齢者まで元気でいきいきと暮らすことのできるまちづくりが求められている。

e 知識・技術の高度化と教育機会の充実

会社などで知識・技術を活かしながら働く人の割合が大幅に増加しており、こうした社会の進展に伴い、教育の重要性が高まるとともに、学校における教育だけでなく、地域の持つ教育力にも注目し、多方面からの教育機会の提供が求められている。

また、子どもの教育については、特に小学校における少人数学級や体験学習の充実などが、一方で、社会人教育については、専門教育の充実などが求められている。

f 交流・ネットワークづくり

交通体系の整備や情報通信網の整備、自由時間の増大に伴い、経済活動をはじめ、日常生活における人・物・情報の流れが広域化する中で、地域で完結する地域づくりのみならず、地域外の人々との継続的なネットワークづくりが大切となっている。

さらに、地域出身者や地域を訪れた人々との継続的なネットワークづくりを進め、地域の魅力を高め、情報発信による観光などへの集客力の向上や、さまざまな立場から「ふるさと三次」を応援してもらう仕組みなど新たな取り組みが求められている。

g 高度情報化時代

高度情報化は、コミュニケーションの可能性を格段に広げ、地理的条件を越えて不特定多数の人々との瞬時の情報交換や情報共有が可能となった。そのため、地方と中央との距離や時間の壁を無くし、地域の生活を豊かにするための多様な活用方法が広がっている。

本市においても、ケーブルテレビ網や高速インターネット

回線の活用により、距離や人数を問わずアクセスできるネットワークが構築され、地域の可能性が広がろうとしている。

広大な市域を有し、高齢化が進行している本市においては、日常生活における市民サービスの向上や、防災情報の提供など安全で安心なまちづくりのための活用など、情報通信技術のさまざまな活用をはじめ、今後も医療や福祉、教育など様々な分野で効率化を図るため、より一層の情報化の推進が期待されている。

その一方で、個人情報保護や危機管理システムの構築、情報格差の是正などを進めていくことが重要となっている。

h 連携による新たな産業振興の時代

経済・産業構造が変化しつつある中で、高度な知識や技術を活かした産業の発展が注目されている。地域の産業の発展を進めていくためには、急速に変化し、高度化していく企業ニーズに、敏感かつ迅速に対応できる受け皿づくりが求められている。そのためには、行政だけではなく、経済団体との連携や地域の産業支援機能の充実が必要である。また、基幹産業である農業と商業・工業などの産業間での連携強化を図り、農産物などの高付加価値化や6次産業化の推進、さらに、新たな産業の創出など地域の産業を元気にする地域経済の活性化が求められている。

i 環境・景観保全の時代

環境意識の高まりとともに、豊かな自然に恵まれた本市においては、自然からの恩恵を尊び、省資源やリサイクルなど市民と行政が一体となって環境負荷を軽減する取り組みやクリーンエネルギーの活用などを推進し、循環型社会を構築することが必要である。

また、恵まれた自然環境や豊かな森林資源の活用をはじめ、美しい中国山地の山並みと大小さまざまな清流の保全に

より、水と緑と空のハーモニーが生み出す安らぎの空間をアピールしていくことが大切である。

j 広域的発想の時代

中国地方の中心部に位置する本市は、東アジアの発展により重要性を増している日本海と、産業が集積する瀬戸内海を結ぶ交通の要衝にあるとともに、中国地方の中心拠点としての役割を有する立地条件にあり、県境を越えた発想が新たな活路として求められている。

さらに、産業活動をはじめ、観光、文化、教育など、多方面にわたり、広域的な視点で優位性を活かした拠点機能の充実のための取り組みを進めていくことが必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

人口の推移は表1-1(1)のとおり、昭和35年から平成17年までの45年間で、28.6%にあたる23,722人もの人口が減少している。

世代別では0歳～14歳までの年少人口が昭和35年に対して67.5%に、15歳～29歳までの若年人口が55.4%に激減している反面、65歳以上の老年人口は増加しており、45年前の2.2倍となっている。

人口構成比は、15歳～29歳の若年層は、昭和35年には20.6%あったのが、平成17年には12.9%にまで減り、反面65歳以上の老年人口は9.6%から約3倍の29.9%に増加しており、典型的な過疎・少子高齢化社会となっている。

今後の見通しは、平成22年10月に実施される国勢調査による総人口や年齢別人口の推移を注視する必要があるが、少子高齢化や若年層の流出などにより、更に人口が減少することが予想されることから、企業誘致をはじめ産業振興や定住施策の実施など本市の様々なまちづくり施策の展開により、人口減少の抑制に努めていく。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 83,030		人 71,708	% △13.6	人 65,561	% △8.6	人 64,189	% △2.1	人 63,569	% △1.0
0歳～14歳	24,918		17,630	△29.2	13,779	△21.8	12,744	△7.5	12,571	△1.4
15歳～64歳	50,123		45,641	△8.9	42,794	△6.2	41,617	△2.8	40,143	△3.5
うち 15歳～ 29歳(a)	17,109		13,722	△19.8	11,966	△12.8	11,091	△7.3	9,052	△18.4
65歳以上 (b)	7,989		8,437	5.6	8,988	6.5	9,828	9.3	10,855	10.4
(a)/総数 若年者比率	% 20.6		% 19.1	-	% 18.3	-	% 17.3	-	% 14.2	-
(b)/総数 高齢者比率	% 9.6		% 11.8	-	% 13.7	-	% 15.3	-	% 17.1	-

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 64,078	% 0.8	人 63,557	% △0.8	人 62,902	% △1.0	人 61,633	% △2.0	人 59,308	% △3.8
0歳～14歳	12,416	△1.2	11,279	△9.2	10,307	△8.6	9,135	△11.4	8,098	△11.4
15歳～64歳	39,566	△1.4	38,508	△2.7	36,604	△4.9	35,079	△4.2	33,457	△4.6
うち 15歳～ 29歳(a)	8,458	△6.6	8,460	0.0	8,718	3.0	8,669	△0.6	7,634	△11.9
65歳以上 (b)	12,096	11.4	13,770	13.8	15,991	16.1	17,419	8.9	17,753	1.9
(a)/総数 若年者比率	% 13.2	-	% 13.3	-	% 13.9	-	% 14.1	-	% 12.9	-
(b)/総数 高齢者比率	% 18.9	-	% 21.7	-	% 25.4	-	% 28.3	-	% 29.9	-

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 21 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 62,423	-	人 60,603	-	% △ 2.9	人 58,291	-	% △ 3.8
男	人 29,707	% 47.6	人 28,831	% 47.6	% △ 2.9	人 27,616	% 47.4	% △ 4.2
女	人 32,716	% 52.4	人 31,772	% 52.4	% △ 2.9	人 30,675	% 52.6	% △ 3.5

イ 産業の推移と動向

本市の産業構造を産業別就業者比率で見ると、平成17年の国勢調査では、第1次産業15.7%、第2次産業24.9%、第3次産業57.7%となっており、県全体の比率と比べ、農業を中心とした第1次産業の比率が上回っている。しかし、第1次産業就業者数は年々減少し、平成7年から平成17年までの間で24.6%減少している。また、第2次産業の比率は平成7年の28.9%から平成17年の24.9%と微減傾向にある一方、第3次産業は平成7年の52.2%から平成17年の57.7%へと5.5%増加している。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 43,877		人 38,795	% △11.6	人 38,993	% 0.5	人 36,975	△5.2	人 36,416	% △1.5
第一次産業 就業人口比率	61.6% 27,038		55.0% 21,347	-	46.7% 18,207	-	34.7% 12,828	-	26.6% 9,699	-
第二次産業 就業人口比率	9.8% 4,285		12.1% 4,691	-	18.2% 7,103	-	25.1% 9,267	-	29.1% 10,593	-
第三次産業 就業人口比率	28.6% 12,551		32.9% 12,746	-	35.1% 13,673	-	40.1% 14,842	-	44.2% 16,090	-

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 36,191	% △0.6	人 35,005	% △3.3	人 34,326	% △1.9	人 32,477	% △5.4	人 30,586	% △5.8
第一次産業 就業人口比率	25.1% 9,067	-	20.4% 7,158	-	18.6% 6,375	-	16.0% 5,210	-	15.7% 4,807	-
第二次産業 就業人口比率	29.6% 10,730	-	31.0% 10,839	-	28.9% 9,914	-	28.3% 9,205	-	24.9% 7,614	-
第三次産業 就業人口比率	45.2% 16,348	-	48.4% 16,953	-	52.2% 17,930	-	55.4% 18,000	-	57.7% 17,639	-

(3) 行財政の状況

ア 行政組織の効率化

(ア) 総合的な行政運営ができる組織体制づくり

本市の組織機構は、中長期的視点に立った政策主導型行政の実現や、住民ニーズに柔軟に対応でき、また、市民と行政が協働して市政運営を行うことをめざしている。

また、総合的な行政運営ができるよう、部制の導入とフラット化及びユニット制による施策の推進を図っている。さらに、地域の総合的な住民サービスの窓口として、支所機能の充実を図っている。

一方、地域戦略プランの推進など必要に応じて横断的な体制づくりに取り組むとともに、行政を取り巻く環境の変化に対応できる企画力、政策形成能力などを身に付けた職員の養成や研修の充実を図る必要がある。

(イ) 電子自治体システムの構築

住民サービスの向上をめざし、地域イントラネットなどを活用しながら、行政手続の効率的な処理やきめ細かな情報発信を目的としたシステムの開発・導入など、情報サービス機能の充実を図る。

また、電算システムの統合及び行政事務の電子化を進め、効率的で迅速な行政運営を図る。

(ロ) 行政サービスの高度化

住民の多様なニーズに対応できるよう、専門職を充実し、職員の資質向上と柔軟な組織運営を図るほか、市民が参画した事務事業評価・政策評価などの行政評価を実施し、行政サービスの高度化を図る。

イ 健全な財政運営の推進

限られた行財政資源の中で、様々な手法を活用しながら、選択と集中による重点的・計画的な施策の推進や効果的な財政支援制度を活用するとともに、徹底した行財政改革を推進し、健全な財

政運営を図る。

また、施設の管理運営については民間委託などにより効率化を図るほか、効率的な施設活用に心がけ、経費の節減と合理化に努める。

ウ 公共施設の統合整備

公共施設については、効率的な整備と運営を進めていく必要があり、住民生活の利便性に配慮しながら逐次検討を行う。

その際は、財政状況を踏まえて、事業の目的や効果、維持管理経費、効率性について十分検討し、既存の公共施設の有効利用・相互利用などを総合的に勘案し整備に努める。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17年度	平成 20 年度
歳入総額 A	40,179,125	40,855,533	37,175,736
一般財源	26,914,566	26,262,475	26,613,158
国庫支出金	2,681,085	2,249,000	2,790,926
都道府県支出金	3,532,390	2,526,876	1,873,037
地方債	4,656,700	7,600,600	4,069,100
うち過疎債	1,266,800	2,795,800	1,453,600
その他	2,394,384	2,216,582	1,829,515
歳出総額 B	39,122,135	40,735,227	36,775,661
義務的経費	15,843,161	15,702,476	15,517,151
投資的経費	9,318,401	11,468,883	7,394,963
うち普通建設事業	9,008,447	11,383,273	7,389,530
その他	13,960,573	13,563,868	13,863,547
過疎対策事業費	9,323,201	11,845,132	8,426,501
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,056,990	120,306	400,075
翌年度へ繰越すべき財源 D	155,125	61,139	205,477
実質収支 C-D	901,865	59,167	194,598
財政力指数	0.316	0.373	0.379
公債費負担比率	23.3	26.4	26.5
起債制限比率	11.9	15.5	14.1
経常収支比率	87.4	96.1	91.6
地方債現在高	49,698,237	61,578,170	57,462,144

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年 度 末	昭和55年 度 末	平成 2年 度 末	平成12年 度 末	平成20年 度 末
市町村道					
改良率(%)	—	18.0	39.3	46.2	50.2
舗装率(%)	—	35.6	69.3	76.8	75.8
耕地1ha 当たり農道延長(m)	21.9	34.2	34.2	48.4	43.8
林野1ha 当たり林道延長(m)	2.9	6.2	7.2	7.8	6.9
水道普及率(%)	29.6	38.5	51.0	67.0	77.9
水洗化率(%)	—	—	3.5	50.8	67.4
人口1000人当たりの					
病院・診療所の病床数(床)	11.0	14.0	20.6	22.0	24.5

(4) 地域の自立促進の基本方針

21世紀におけるまちづくりは、市民一人ひとりが主人公であり、誰もが「いきいき」と「安心」して暮らせることを大切にし、自らの郷土・歴史・文化に誇りを持ち、豊かな自然との共生をめざしたまちづくりを一層推進していく必要がある。

また、「元気な人づくり」、「元気な地域づくり」、「元気な産業づくり」を積極的に推進し、人・地域・産業・行政などの全ての力を結集し、質の高い持続可能な地域を模索しながら、新たな可能性を追求する「夢と元気があふれるまち」をめざしていく。

ア 人々がふれあい輝く自治のまちづくり

過疎、少子高齢化などにより、コミュニティの姿が急速に変化し、多くの市民に、高齢者の介護、子育て、産業の後継者不足など様々な不安が顕在化している。こうした中で、市民一人ひとりが元気で夢のある生活が送れるまちをつくるためには、個々の市民が自立し、積極的に社会に参画することで、生きがいを持ち、自己実現ができる社会をつくる必要がある。このため、各地域の住民自治活動の推進や地域リーダーの育成を進めるとともに、情報公開を推進し、市民（自治組織、ボランティア組織など）と行政との協働によるまちづくりを進めていく。

イ 快適で便利な定住のまちづくり

生活基盤の整備は、市民の日常生活に密着したテーマであり、全ての市民が日常生活において、快適さや便利さを享受でき、これからも住み続けたいと思える環境づくりを進める。

また、市外からも住んでみたいと思えるほど魅力のある質の高い生活空間を創造していくよう努める。特に、子どもは地域の宝であり、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進める。一方、高齢化が進む地域性を踏まえ、高齢者が住みやすい居住環境や利便性の高い移動手段の確保などを進めていく。

高度な情報通信技術を使ったネットワーク環境により日常生活に密着した情報の提供に努める。また、交通安全や日常生活上

の安全に配慮した環境づくりを進め、犯罪のない災害に強いまちづくりを進める。

ウ ともに支えあう健康と福祉のまちづくり

市民一人ひとりが尊重され、共に認め合い、支え合い、人々の温かみがあふれる福祉のまちづくりをめざし、高齢者や障害者をはじめ誰もが住みなれた地域でいきいきと安心して暮らせるよう保健・医療・福祉の連携強化と地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、社会参加や生きがいづくりができるまちづくりの推進や子育て支援の充実に努める。また、市民が健康で毎日が送れるよう、日常的な健康管理や予防医療などに取り組み、保健・医療・福祉機能の連携による包括的な医療体制づくりの推進や中核病院を核とした地域医療の充実を図る。

エ 美しい水と緑の環境を守り育てるまちづくり

森林や川に囲まれた自然、農村景観といった地域の貴重な資源を守り育て、次の世代に継承していくことが市民の大切な役割である。自然と共生した住環境の整備を進め、ごみの減量化やリサイクル、美化活動など日常生活の中で、市民が環境の大切さを認識し、保全活動に参加・協力できる社会システムの構築を図る。また、自然エネルギーの導入など循環型社会の形成に取り組む。

オ 豊かな心を育み知識を高める文化の薫るまちづくり

少人数学級や専門教育の充実などにより、子どもたちの学力向上を図り、また、地域が持つ教育力を活かし、個性豊かな人間性を養うとともに、郷土を知り郷土に愛着をもつことができる教育や地域づくりの拠点として、開かれた学校づくりを推進する。

さらに、芸術・文化・スポーツなどの活動機会の提供により、市民一人ひとりが可能性を広げ、自己実現ができるよう生涯学習を積極的に推進するとともに、地域文化が育つまちづくりに努める。

カ 活力に満ちた産業と広域の中心機能を持つ中核都市づくり

東西南北の交流の結節点である優位性を活かし、広域交流の中核都市として、人が交流し、情報が流通する交通・情報基盤などの環境づくりを進める。こうした環境を有効に活かし、産業・技術・交流の新たな可能性を切り開き、持続可能な地域経済の基盤づくりを進める。さらに、内在する観光資源などの魅力を高めながら観光産業を振興し、消費者との交流を図りつつ農林畜産業の振興を図り、企業支援をはじめ観光や農林畜産業と連携しながら商工業の活性化を図る。また、企業誘致などに取り組み、若者などが住み続けたいくなるにぎわいのあるまちづくりに努める。

キ 行財政改革による自治体組織の健全化

地域主権の推進により、行財政システムは、画一的な中央集権型のシステムから、地方が主体性を持ち、行政施策が展開できる地域主権型のシステムへの移行を迎えようとしている。一方で、多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応したサービスの提供が求められており、そのため、行政の透明性を高め、実効性ある行財政改革を行い、効率的で効果的な財政運営に取り組むとともに、施策の選択と集中により、自主自立の財政基盤づくりを進め、地域主権型社会における住民自治の実現をめざす。

また、適切な情報提供や情報公開に努め、市民が市政に参加し、市民が主役のまちづくりを進める。

(5) 計画期間

この過疎地域自立促進計画は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

農家数は、平成17年は5,993戸、農業従事者数は11,900人で、平成7年と比較すると1,283戸減っている。65歳以上の農業従事者人口の割合は43.5%と高齢化が進んでおり、後継者不足とあわせ労働力不足による農地の維持・管理が課題となっている。

農業産出額については、平成12年は95億5千万円で、平成17年には112億2千万円とほぼ横ばい傾向にあり、主要作物である水稲以外に、大豆・麦などの土地利用型作物やアスパラガス・ぶどう・なしなどの収益性の高い作物の振興が図られている。また、転作作物を使った加工品・特産品の開発が行われ、交流施設や産直品販売施設などでは、新鮮・安全・安価な野菜や特産品を求める消費者などでにぎわいをみせている。今後も農産物の高付加価値化や農業経営の安定化、地域資源を活かした農業の6次産業化や体験交流型農業など魅力ある農業を進めていく必要がある。

■ 農家数／農業就業者数

(単位：戸，人，%)

	総農家数			平成17年 農業従事者数	平成17年 65歳以上 農業従事者人口割合
	平成7年	平成12年	平成17年		
三次市	7,276	6,579	5,993	11,900	43.5
県全体	92,197	82,240	74,032	110,482	43.3

※農業従事者数は、販売農家の15歳以上の人数をさす

(資料：農林業センサス)

■ 経営耕地面積

	経営耕地面積 (単位：a)		
	平成7年	平成12年	平成17年
三次市	564,750	520,743	480,339
県全体	5,405,130	4,823,088	4,191,607

(資料：農林業センサス)

イ 林業

林業は、木材価格の低迷などにより厳しい局面に立たされ、加えて林業従事者の減少や高齢化により、森林の管理が不足し荒廃が進みつつある。しかし、森林には、水源涵養や洪水予防及び自然環境の保全の働きもあり、生産活動の効率化をはじめ、適正な森林管理を行うため森林組合や林業従事者との連携を強め、担い手の育成をはじめ、森林の保全や保養の場など公益的機能の増進に努める必要がある。林家数は平成17年では5,202戸と平成12年よりも2.8%減少しており、林家の約8割が農業との兼業となっている。

■ 林家数 (単位 : 戸)

	平成2年	平成12年	平成17年
三次市	5,955	5,350	5,202
県全体	53,318	50,455	46,818

(資料：農林業センサス)

ウ 工業

本市の製造業の事業所数（従業者4人以上）は、平成10年の190事業所から平成20年の106事業所に44.2%減少し、従業者も5,689人から3,901人に31.4%減少しており、県全体の事業所26.1%減、従業者8.7%減と比べて減少幅が大きい。

工業出荷額は、平成20年では平成10年から7.6%減少しているが、同時期の県全体では38.8%の増加となっている。

また、従業員一人当たりの出荷額は、平成20年では3,180万1千円であり、県平均4,678万2千円と比較すると、68.0%と低い水準にあるが、推移をみると増加傾向にある。

このような中で、立地条件の優位性を活かした企業誘致や雇用機会の確保に努める。さらに、近年の厳しい経済情勢や産業構造が変化する中、地場産業の高度化、多角化を図り、自立・

安定した産業構造の形成をめざすため、新規産業や人材の育成・支援、企業ニーズを反映した条件整備に努めることが必要である。

■ 工業事業所数／工業従業者数 (単位 : 件, 人)

	工業事業所数			工業従業者数		
	平成10年	平成15年	平成20年	平成10年	平成15年	平成20年
三次市	190	139	106	5,689	4,953	3,901
県全体	8,333	6,715	6,157	241,045	207,894	220,032

(資料：工業統計調査)

■ 製造品出荷額等／工業従業者一人当たり工業出荷額

(単位 : 百万円, 千円/人)

	製造品出荷額等			工業従業者一人当たり工業出荷額 (千円/人)		
	平成10年	平成15年	平成20年	平成10年	平成15年	平成20年
三次市	134,216	132,826	124,054	23,592	26,817	31,801
県全体	7,413,585	6,973,106	10,293,547	30,756	33,542	46,782

(資料：工業統計調査)

エ 商業

本市の商店数・従業者数は、平成19年で960店、5,341人であり、平成9年からは256店(21.1%)、534人(9.1%)減少している。商品販売額は、平成9年から平成19年では30.0%減少している。従業者1人当りの商品販売額は、平成19年の本市全体の平均が2,489万2千円であるが、同年の県全体平均4,518万3千円の55.1%である。

消費者の購買力の流出や消費ニーズの多様化などから商店街をとりまく環境は厳しく、加えて、経営者の高齢化、販売力の低下、後継者不足などにより、商店数は減少傾向にあり、その

ため、住環境とあわせた快適で利便性の高い商業環境の整備や経営基盤の強化により、気軽で親しみやすい商店の育成を支援するとともに、三次駅前周辺の新たなにぎわいづくりなど魅力ある商業空間を形成する必要がある。

■ 商店数／従業者数

(単位 : 店, 人)

	商店数			従業者数		
	平成9年	平成14年	平成19年	平成9年	平成14年	平成19年
三次市	1,216	1,112	960	5,875	5,810	5,341
県全体	44,015	40,708	35,839	282,192	289,445	262,675

(資料：商業統計調査)

■ 年間商品販売額／商業従業者一人当たり商品販売額

(単位 : 万円, 千円/人)

	年間商品販売額			商業従業者一人当たり商品販売額		
	平成9年	平成14年	平成19年	平成9年	平成14年	平成19年
三次市	19,000,875	14,094,460	13,294,821	32,342	24,259	24,892
県全体	1,443,211,960	1,256,793,971	1,186,844,882	51,143	43,421	45,183

(資料：商業統計調査)

オ 観光

本市の入込観光客数は、平成21年では約187万人であり、県全体の4.5%となっている。「広島三次ワイナリー」や「君田温泉森の泉」などが観光地として広く知られるようになり、一方で「奥田元宋・小由女美術館」の開館や、みよし運動公園の三次きんさいスタジアムなどの完成により、平成15年の約168万人に比べて平成21年は約19万人(10.9%)の増加となっている。平成21年の観光消費額は約45億8千6百万円である。主な観光施設や観光地の入込客は、広島三次ワイナリー(約43万人)、広島県立みよし公園(約66万人)、君田温泉森の泉(約20万人)、奥田元宋・小由女美術館(約8万人)などである。

その他には、尾関山公園・若宮公園・江の川土手の桜、430年の伝統を持つ三次の鶉飼、高谷山からの「霧の海」の眺望、神之瀬峡、道の駅ゆめランド布野、江の川カヌー公園さくぎ、常清滝、辻八幡神社「神殿入り」、とみしの里、出雲大社備後分院、ハイヅカ湖畔の森、物産館みわ375、ジミー・カーターシビックセンターなどの観光資源がある。

中国横断自動車道尾道松江線の開通を見据え、こうした恵まれた観光資源をより有効に活かしつつ、新たな観光スポットの創出や施設のリニューアルを進め、観光協会や観光施設などとの連携強化、体験交流メニューの開発、受け入れ体制の整備、観光宣伝活動の充実などを図り、魅力ある観光地として新しいイメージづくりを進め、観光客誘致の促進を図っていく必要がある。

■観光客数

	観光客数								
	入込客数(千人)			地元客 (千人)	総数 (千人)	入込客の県 内・県外比		観光消費額	
	計	県内	県外			県内	県外	総額 (百万円)	観光客1人当たり 消費額(円/人)
三次市	1,865	1,410	455	975	2,840	75.6%	24.4%	4,586	1,615
県全体	41,055	17,489	23,566	14,247	55,302	42.6%	57.4%	287,630	5,201

(資料：平成21年広島県入込観光客の動向)

(2) その対策

ア 農林水産業

活力ある農林水産業をめざし、意欲ある担い手の育成や支援、及び生産基盤の充実を図る。

農業については、高齢化や担い手不足により荒廃する農地を守るため、集落農場型農業生産法人や認定農業者など経営戦略に優れた企業的経営体を育成し、安定した生産体制と経営の多角化・高度化を図る。

担い手への農地の利用集積とともに，Iターン・Uターンなど新規就農者に対する支援の充実を図る。また，農業情報の発信や研修機会の拡充，新技術の導入や農業技術の普及を図るなど農業技術向上のための支援を図る。一方，有害鳥獣対策や，高齢者や女性の知恵や経験を活かした農業を支援し，農地の保全を図り，耕作放棄地の発生防止に努める。

生産性の高い農業をめざし，農業基盤の整備や，JAなどと連携し，果樹，野菜などについて特産化を図るとともに，高付加価値作物の開発とブランド化を進める。また，食育の導入により食への関心を高め，安心して新鮮な農産物栽培による地産地消の普及や都市住民との交流による農産物（特産品）の販売の拡充を進める。

また，観光や商工業との連携を図りつつ，新たな特産品の開発を進めるなど農業の6次産業化の取り組みを推進する。

畜産業については，低コスト化により酪農の振興を図るとともに，広島牛の産肉能力を高め肉用牛の振興を図る。また，耕畜連携による堆肥活用など資源循環型農業の推進を図る。

林業については，森林組合と連携し，林業従事者や後継者の育成・確保に努める。森林の荒廃を防ぎ，適正な間伐・育林を促進するため，森林の公益的機能の視点に立った維持・保全活動を推進するとともに，これに必要な基盤整備を進める。また，防災機能を高めるために治山事業の計画的な実施の促進を図る。さらに，都市住民との関わりを持ちながら森林の多面的な活用について，林業体験や森林とのふれあいの場の創出などの取り組みを進める。

水産業については，河川の水辺環境の保全を図るなど水産資源の安定化を図るとともに，付加価値を高めた製品開発などにより特産化を推進する。

イ 工業

広域交通の利便性の高い立地条件を活かし，経済の動向にあっ

た新しいビジネスや技術導入ができるよう、産学官の連携などにより地場産業を育成・支援するとともに、新規企業の立地促進と工業拠点の形成を進め、雇用機会の確保に努める。

さらに、キャリア教育、職業教育、起業家教育、インターンシップなどの充実による人材の育成や各種補助・融資制度の活用により地元企業の競争力や経営安定の向上ための支援に努める。

また、ゼロエミッション（廃棄物をゼロにする活動）など環境に対する消費者ニーズが高まるなか、農、商工業との連携を図りつつ、環境へ配慮した企業活動への支援に努める。

ウ 商業

備北地域の中心商業地区として三次地域の商業集積を図り、市外から吸引力のある商業拠点を形成することにより、快適で利便性の高い定住都市としての機能の充実を図る。

また、各地域の生活基盤となる商店街の活性化を促すため、より地域生活に密着したサービスの提供をめざした商業づくりや町並みを活かすなど特色ある商店街づくりを進めるとともに、新商品開発支援や交流と連携した販売促進を図る。

また、商工会議所、広域商工会などと連携し、経営指導の強化や研修事業の拡充を進め、経営力の強化と後継者の育成を支援するとともに、資金制度の活用を図り、経営基盤の強化と安定を促進する。

三次駅周辺整備を推進し、交通ターミナルや広域観光機能を有した交流拠点などの整備を図り、観光と連携して、中心商店街の活性化とにぎわいの創出を図る。

エ 観光

中国横断自動車道尾道松江線の開通により、新たな観光需要が見込まれることから、市内の観光資源の魅力を高めるため、各地域にある観光交流施設を充実させるとともに、これらのネットワーク化を図り、観光客に注目される観光イメージづくりを進め、魅力ある観光都市としての観光地の形成をめざす。

そのため、観光客の利便性と滞留性を高め、豊かな観光交流資源を活かしつつ、テーマ性やストーリー性を持たせた周遊性に富んだ広域観光ルートの創出や、観光地へのアクセス道路、案内板、交流施設などの観光交流基盤の整備を行う。

また、パンフレットやインターネットをはじめテレビなどを活用し、観光や特産品情報など総合的なPR活動を展開する。

さらに、観光関係団体、民間事業者、住民自治組織などの連携強化を図りながら、「三次きんさい祭」などのイベントの振興を図るとともに、農山村の魅力である森林、ダム、川、農地などの地域資源を活用し、農業や林業と連携した体験観光メニューの開発や体験型の観光を推進するなどソフト面の充実を図る。

また、観光客を温かく迎え入れる住民意識の高揚に努め、観光ボランティアの育成や参加を図り、観光地の美化を進めるほか、多様な観光情報の発信や観光案内の充実により、受け入れ体制の整備を図る。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1)基盤整備 農 業 林 業	小規模農業基盤整備事業	三次市	
		ため池緊急整備事業	三次市	
		市有林整備事業	三次市	
		分収造林整備事業	三次市	
		林業専用道東山線（改良） L = 1,400 W = 3.5	三次市	
		幹線林道比和新庄線（改良舗装） L = 9,200 W = 5.0	三次市	
		黒鞘線（改良） L = 681 W = 5.0	三次市	
	(4)地場産業の振興	産学官連携事業	三次市	
		農業交流連携拠点施設整備事業	三次市	

(5)企業誘致	企業誘致事業	三次市	
	工場等設置奨励金事業	三次市	
(7)商 業 その他	空店舗対策事業	三次市	
	チャレンジショップ支援事業	三次市	
(8)観光又はレク リエーション	三川合流部周辺整備事業	三次市	
	川とのふれあい事業	三次市	
	酒屋地区憩いの森整備事業	三次市	
	君田健康ふれあい施設(君田温泉森の泉)整備事業	三次市	
	カヌー公園周辺整備事業	三次市	
	(仮称)みよしあそびの王国 プレイルーム整備事業	三次市	
	甲奴いこいの森弘法山整備事 業	三次市	
	品の滝周辺整備事業	三次市	
	高幡観音遊歩道整備事業	三次市	
(9)過疎地域自立 促進特別事業	創業支援補助金事業 事業所の創業に係る初期 投資の負担を軽減するこ とにより，事業所の立地 を促進し，雇用の拡大を 図る。	三次市	
	定住対策事業 若者の帰三，U I Jターンを 促進するための各種事業を実 施し，定住促進を図る。	三次市	
	長期宿泊体験事業 農家民泊を中心とした宿 泊体験や各種体験プログ ラムの実施等により，グ リーンツーリズムや観光 客等の交流人口の増加及 び定住促進を図るととも に，農家民泊や地元産 品の提供により，地域経済 の活性化を図る。	三次市	

<p>三次市地域戦略プラン策定事業</p> <p>中国横断自動車道尾道松江線の開通を契機として、本市の定住・交流人口を増やし、魅力あるまちづくりを推進するため、実行性と実現性のあるプランの策定を図る。</p>	<p>三次市</p>	
<p>地域戦略プラン等具体化調査</p> <p>三次市地域戦略プラン等に掲げる交流人口の増加等を見据えた地域活性化策の具体化調査及び研究を進める。</p>	<p>三次市</p>	
<p>戦略的情報発信事業</p> <p>ホームページやテレビ等の情報メディアを活用して観光・定住・政策情報等の戦略的な情報発信事業を実施することにより、観光促進や交流人口の拡大等地域の活性化を図る。</p>	<p>三次市</p>	
<p>地域イベント等補助金</p> <p>地域資源を活用した特色ある地域イベントを支援し、地域のコミュニティの推進をはじめ、地域間の交流の促進や地域の新たな魅力づくり等により地域の活性化を図る。</p>	<p>三次市</p>	
<p>元気な農業の里づくり事業 (地産地消推進事業)</p> <p>農産物の地産地消の推進により、販路の多様化や消費者との結び付きによる生産者の生産意欲の向上に努め、農業経営の維持や農業の活性化を図る。</p>	<p>三次市</p>	
<p>元気な農業の里づくり事業 (振興作物支援事業)</p> <p>農産物の特殊農法によるブランド化や6次産品化を推進し、農業経営の差別化や農業の活性化を図る。</p>	<p>三次市</p>	

	<p>元気な農業の里づくり事業 (活力ある担い手支援事業) 新規就農者や認定農業者を支援することにより、農業経営の基盤強化や農業の活性化を図る。</p>	三次市	
	<p>公共施設等維持管理事業 産業の振興を目的とした公共施設等の維持管理，修繕を行うことで，施設の効率的かつ効果的な利活用を推進する。</p>	三次市	
	<p>工場立地促進事業 工業拠点の形成，雇用の確保，就職先の選択肢の拡大等を図るため，工場立地を促進する。</p>	三次市	
	<p>女性・若者・シニア等起業・就労支援事業 女性や若者・シニア等の起業や就労を促進することで，活躍の場を創出し，経済や地域の活性化を図る。</p>	三次市	
	<p>工場等設置奨励事業 工場等の土地購入や設備投資に対し助成を行うことで，企業の立地と事業拡大を促進し，雇用の拡大を図る。</p>	三次市	
	<p>過疎地域自立促進基金積立 農林産業及び商工観光業の連携によって集落の生産や生活基盤を担う農家，生産団体及び商工観光事業者が生産基盤等の確保を進める事業など，産業の振興によって活力ある地域再生の実現を図るための事業に要する財源に充てる。 基金は，過疎計画期間中，または過疎法失効後必要に応じて処分し，事業に充てることとする。</p>	三次市	
(10)その他	農村環境保全事業	三次市	
	農地・水・環境保全向上対策	三次市	
	有害鳥獣被害対策事業	三次市	

3 交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 道路

高速道路は，中国縦貫自動車道が市の中央部を東西に通過し，広島都市圏や阪神・九州地方へのアクセス道路として広く活用されており，三次 I C での自動車入出台数は，平成21年度で年間約227万台となっている。また，現在整備が進められている中国横断自動車道尾道松江線が南北に通り，山陰へのアクセスが容易になるほか，中国・四国を結ぶ本州四国連絡道路との接続により四国へのアクセスも高まることから，新たな人，物，情報などの物流促進が想定される。

このほかの幹線道路については，市街地を中心に陰陽を結ぶ道路交通網が形成されている。特に，広島～三次～松江を結ぶ一般国道54号や広島～三次～米子を結ぶ一般国道183号，尾道～三次～出雲を結ぶ一般国道184号，呉～三次～大田を結ぶ一般国道375号は圏域の経済・生活・交流の流れを支える交通基盤として，また，高速道路のアクセス道路として重要な役割を果たしている。そのため，骨格道路として県道を含め整備を進める一方，市道，農林道の整備については，生活路線として，また，地域間や公共施設を結ぶアクセス道路として地域の重要課題であり，引き続き整備に努める必要がある。さらに，安全な道路環境づくりを進めるため，歩道設置などを進める。

イ 公共交通機関

公共交通のうち，鉄道については広島～三次～新見を經由し米子へ連絡する J R 芸備線を中心に，三次～福山を結ぶ J R 福塩線，三次～江津を結ぶ J R 三江線を有しているが，運行本数が少ない路線が多く，利用者数も減少している。

このほか，幹線交通を担う高速バスは，広島市をはじめ松江・米子方面や東京，名古屋，大阪などの主要都市へ運行している。

また，地域間の主要な生活交通手段である路線バスは，利用者

の減少から、路線退出・廃止などの動きが加速しており、利便性と採算性の問題が重要な命題となる中で、生活交通路線の確保と維持が大きな課題である。

一方、少子高齢化が進展する中、「市民バス」、「デマンド型バス」及び「市民タクシー制度」などの地域内交通については、市民ニーズに応じた公共輸送サービスの維持並びに活性化の促進が必要である。

また、高速道路整備や観光振興により広域からの入込客が見込まれ、JRなど公共交通機関との連携による交通拠点機能の強化も望まれる。

ウ 情報化

情報化の進展は、地理的な条件からくる時間的距離の制約や非効率などの問題を克服するうえでの効果が大きく、過疎地域においてこそ大きな役割を果たすものである。

新しい情報化の流れに対応し、利便性の高い生活環境を整えていくため、ケーブルテレビを中心とした高度情報通信基盤の整備を推進し、地域情報化を図ってきた。引き続きケーブルテレビの普及啓発と利用促進を図っていかなければならない。

また、住民サービスの向上のため、情報通信ネットワークや情報通信技術を活用した行政サービスの充実や生活情報の提供など環境整備が望まれているが、高齢者などの情報通信技術弱者に対する情報格差の解消を図る必要がある。

(2) その対策

ア 道路

本市の重要な高速・広域交通網となる中国横断自動車道尾道松江線、地域高規格道路江府三次道路の整備を促進し、(仮称)三次JCT・IC、(仮称)吉舎IC、(仮称)甲奴IC、(仮称)口和ICなどを活用した広域交流の促進を図るとともに、高速道路へのアクセス道路の整備を推進する。

また、地域の一体的な発展のため、市道・農林道など総合的な

道路網の整備を進め、生活の利便性を高め、市内相互間や周辺都市とを結び、交流や物流がスムーズに行きかう道路網の整備を図る。

さらに、歩行者（自転車・電動三輪車など）の視点に立った歩道・通学路の整備や冬期の除雪など安全性の向上を図るなど、交通安全施設の整備を推進するとともに、地域に根ざした道路美化や清掃運動の取り組みなどを支援する。併せて、生活道路の整備・支援を行い、安全性と利便性の向上を図る。

イ 公共交通機関

誰もが安心して利用できる生活交通手段として、地域間を結ぶ広域幹線交通としてのＪＲ線や路線バスと、行政が運行（支援）する地域内での日常的な移動を担う「市民バス」、「ふれあいタクシーみらさか」を有機的に体系化し、運行事業者の協力を得ながら、利便性の高い効率的・効果的な交通システムを構築する。また、地域自らが支える自家用有償旅客運送の導入や市民タクシー制度の改善によって交通空白地域の縮減を進め、高齢者モビリティ（移動性）の向上をめざす。さらに、公共交通機関の結節点であるバス待合所や駅舎などのバリアフリー化を含む施設整備や情報提供手段の構築などを行い、利用環境の整備に努める。

また、交通の結節点となる三次地域の位置を最大限に発揮していくため、バス・タクシーなどの道路交通と鉄道を有機的に結びつけ、本市の玄関口として、人、物、情報が交流する拠点となるＪＲ三次駅前の交通ターミナル機能の強化を図っていく。

ウ 情報化

高度情報化社会に対応した情報通信ネットワークとして、本庁と支所、学校、コミュニティセンターなどの公共施設を結んだ地域イントラネットの活用促進を図るほか、ケーブルテレビ事業などを含めた高度情報通信基盤を整備し、インターネットなどが利用できる環境づくりを進める。

地域イントラネットの活用により、市民がいつでも手軽

に、電子申請や公共施設の予約などの公共サービスが受けられる環境づくりを進め、行政事務の効率化、迅速化、住民サービスの向上を図る。

また、ケーブルテレビなどを利用し、生活情報を中心に教育、福祉、農業など住民ニーズに対応した情報の受発信ができる環境を整備し、利便性を高め、世代や地域を越えたコミュニケーション社会の実現をめざす。さらに、高度情報通信基盤を活用した高齢者の日常の安否確認などが手軽にできる通信システムの整備を図る。

情報化が進展する中、だれでも手軽に情報通信ができるよう、講習会などを開催し、情報通信機器の操作や情報通信ネットワークの活用方法が学べる機会の提供により、情報活用能力の育成に努める。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路	三次山家線（改良舗装） L=1,500 W=5.5～7.0	三次市	
		穴笠畠敷線（改良舗装） L=1,350 W=5.0	三次市	
		亀谷大平線（改良舗装） L=1,000 W=4.0	三次市	
		水谷高八線（改良舗装） L=550 W=5.0	三次市	
		三若上田線（改良舗装） L=330 W=4.0	三次市	
		菅田本線（改良舗装） L=1,630 W=9.25	三次市	
		酒河20・25号線（改良舗装） L=1,300 W=7.0～5.0	三次市	
		川地地区福祉施設関連市道・川地99号線整備事業（改良舗装） L=210 W=5.0	三次市	
		西酒屋仁賀線（歩道改良舗装） L=2,600 W=2.5	三次市	
		西酒屋仁賀線（歩道改良舗装） L=124 W=9.7	三次市	

西酒屋仁賀線(舗装) L=5,350 W=7.0	三次市	
戸河内山家線(改良舗装) L=170 W=6.5	三次市	
松谷馬場線(改良舗装) L=600 W=4.0	三次市	
十日市194号線(改良舗装) L=600 W=9.25	三次市	
宮森宮田線(改良舗装) L=950 W=5.0	三次市	
八次23号線(改良舗装) L=300 W=5.0	三次市	
川西19号線(改良舗装) L=150 W=4.0	三次市	
川西97号線(改良舗装) L=82 W=4.0	三次市	
河内28号線,30号線,31号線(改良舗装) L=325 W=4.0	三次市	
神杉42号線(改良舗装) L=160 W=4.0	三次市	
下川立子ノ木線(改良舗装) L=140 W=4.0	三次市	
三次116号線・135号線 (改良舗装) L=100 W=6.0	三次市	
中原下本谷線(改良舗装) L=1,450 W=9.25	三次市	
八次70号線(改良舗装) L=100 W=4.0	三次市	
西酒屋三高線(改良舗装) L=720 W=5.0	三次市	
酒河54号線(改良舗装) L=220 W=5.0	三次市	
土居淀田線(改良舗装) L=153 W=4.0	三次市	
八次56号線(改良舗装) L=208 W=4.0	三次市	
八次86号線(改良舗装) L=350 W=6.0	三次市	
宮本五百田線(改良舗装) L=560 W=4.0	三次市	

日の本線 (改良舗装) L=800 W=5.0	三次市	
日の本線 (改良舗装) L=200 W=5.0	三次市	
石貝線 (改良舗装) L=400 W=5.0	三次市	
上布野 54 号線, 55 号線 (改良舗装) L=290 W=5.0	三次市	
姫ヶ谷線 (改良舗装) L=1,000 W=5.0	三次市	
石貝線 (改良舗装) L=5,700 W=5.0	三次市	
江谷赤名線 (改良舗装) L=200 W=5.0	三次市	
古市矢井線 (改良舗装) L=220 W=7.0	三次市	
安田 202 号線 (改良舗装) L=240 W=5.0	三次市	
辻 503 号線 (改良舗装) L=200 W=5.0	三次市	
上安田 283 号線 (改良舗装) L=480 W=5.0	三次市	
三玉 342 号線 (改良舗装) L=240 W=5.0	三次市	
敷地中央線 (改良舗装) L=100 W=5.0	三次市	
沖江和地線 (改良舗装) L=1,000 W=4.0	三次市	
田利線 (改良舗装) L=100 W=4.0	三次市	
三良坂田利線 (改良舗装) L=1,300 W=7.0	三次市	
流田富名迫線 (改良舗装) L=640 W=10.0	三次市	
上板木宮崎線 (改良舗装) L=138 W=10.0	三次市	
板木市日南線 (改良舗装) L=890 W=5.0	三次市	
有田 29 号線 (改良舗装) L=480 W=5.0	三次市	
宇賀 28 号線 (改良舗装) L=550 W=5.0	三次市	
福田太郎丸線 (改良舗装) L=3,100 W=5.0	三次市	
雲通線 (改良舗装) L=240 W=5.0	三次市	
梶田郷線 (改良舗装) L=800 W=9.25	三次市	

橋りょう

道路改良事業	三次市	
和田41号線(橋梁) L=28 W=4.0	三次市	
救太才線(野尻3号橋)(橋梁) L=8.7 W=1.7	三次市	
下川立子ノ木線(石見堂橋) (橋梁) L=111.6 W=3.5	三次市	
十日市276号線(高平橋)(橋梁) L=15.4 W=4.5	三次市	
銅亀市場線(七ツ塚橋)(橋梁) L=16.0 W=3.0	三次市	
三次皇敷線(鳥居橋)(橋梁) L=214.6 W=5.5	三次市	
本郷大鮎堀線(坂原橋)(橋梁) L=77.2 W=4.0	三次市	
田幸48号線(今田橋)(橋梁) L=18.9 W=3.7	三次市	
八石石田線(神祇橋)(橋梁) L=16.0 W=2.4	三次市	
西酒屋仁賀線(神杉跨線橋) (橋梁) L=138.0 W=8.8	三次市	
下青河本線(旭橋)(橋梁) L=110.4 W=3.2	三次市	
八次130号線(緑岩橋)(橋梁) L=38.1 W=8.0	三次市	
酒河76号線(下青河橋)(橋梁) L=46.0 W=4.0	三次市	
戸河内山家線(神之瀬橋)(橋梁) L=74.0 W=5.0	三次市	
本郷大鮎堀線(大平橋)(橋梁) L=90.1 W=4.0	三次市	
東河内穴笠線(横路橋)(橋梁) L=97.8 W=5.0	三次市	
来源魚切線(甲田橋)(橋梁) L=19.8 W=5.7	三次市	
川地11号線(新開橋)(橋梁) L=33.4 W=3.6	三次市	
川地122号線(深川二号橋)(橋梁) L=20.9 W=4.1	三次市	
保田卸子線(卸子橋)(橋梁) L=41.6 W=2.5	三次市	

藤兼卸子線 (栄橋) (橋梁) L=68.1 W=4.8	三次市	
町中線 (万代橋) (橋梁) L=40 W=5.0	三次市	
上布野46号線 (常盤橋) (橋梁) L=22.4 W=6.1	三次市	
町中線 (万代橋) (橋梁) L=32.3 W=6.0	三次市	
下布野62号線 (河本橋) (橋梁) L=24.4 W=3.7	三次市	
門田川根線 (橋梁) L=40 W=10.0	三次市	
峠下54号線 (熊見橋) (橋梁) L=15.0 W=3.9	三次市	
門田川根線 (香淀大橋) (橋梁) L=204.0 W=9.3	三次市	
式砂井谷線 (山崎橋) (橋梁) L=17.0 W=4.0	三次市	
敷地405号線 (本郷橋) (橋梁) L=60 W=4.0	三次市	
三玉清綱線 (巴橋) (橋梁) L=50 W=5.5	三次市	
敷地三玉線 (元衛橋) (橋梁) L=74.2 W=6.0	三次市	
敷地三玉線 (一之渡橋) (橋梁) L=37.5 W=6.5	三次市	
三玉清綱線 (毘沙門橋) (橋梁) L=72.3 W=7.15	三次市	
辻503号線 (宮平橋) (橋梁) L=39.4 W=5.0	三次市	
庄里線 (正田橋) (橋梁) L=37.0 W=3.6	三次市	
雲通526号線 (風王橋) (橋梁) L=19.0 W=3.0	三次市	
雲通559号線 (松尾橋) (橋梁) L=15.7 W=2.0	三次市	
敷地404号線 (真御堂橋) (橋梁) L=48.1 W=2.0	三次市	
三良坂329号線 (橋梁) L=80 W=14.0	三次市	
田利線 (船津橋歩道橋) (橋)	三次市	

	梁) L=79.0 W=5.1		
	三良坂田利線(黒田橋)(橋梁) L=66.0 W=4.5	三次市	
	光清線(宮前橋)(橋梁) L=29.6 W=3.0	三次市	
	計納線(落合橋)(橋梁) L=65.1 W=4.8	三次市	
	岡田向江田線(三和橋)(橋梁) L=105.0 W=5.0	三次市	
	段光清線(佐田原橋)(橋梁) L=45.3 W=4.3	三次市	
	仁賀449号線(友永橋)(橋梁) L=34.6 W=4.4	三次市	
	大力谷101号線(橋梁) L=10 W=5.0	三次市	
	大力谷線(橋梁) L=40 W=10.0	三次市	
	敷名市八幡原線(かじや橋)(橋梁) L=26.9 W=4.0	三次市	
	板木線(和郷橋)(橋梁) L=23.3 W=5.5	三次市	
	八幡原仏正線(半原橋)(橋梁) L=20.7 W=4.0	三次市	
	備尺草木線(千土木橋)(橋梁) L=17.0 W=4.0	三次市	
	政広線(祇園橋)(橋梁) L=17.2 W=7.0	三次市	
	日南線(明神橋)(橋梁) L=24.5 W=3.5	三次市	
	梶田59号線(下志陰地橋)(橋梁) L=37.1 W=3.5	三次市	
	日南線(時兼橋)(橋梁) L=25.5 W=4.2	三次市	
	橋梁改良事業	三次市	
(2)農道	丹渡橋橋梁改修事業	三次市	
	農道改良事業	三次市	
(3)林道	東山線(舗装) L=200 W=4.0	三次市	
	滝の上線(舗装) L=550 W=5.0	三次市	
	横谷高暮線 L=7,600 W=5.0	三次市	

	摺滝線(橋梁等)	三次市	
	市後谷線(橋梁等)	三次市	
	林道改良事業	三次市	
(5)電気通信施設 等情報化のための 施設			
通信用鉄塔施設	携帯電話等エリア整備事業	三次市	
有線テレビジョン 放送施設	地域情報化(CATV等)事業	三次市	
その他	(仮称)安心生活支援システム 整備事業	三次市	
(6)自動車等 自動車	過疎地有償運送用車両	三次市	
(8)道路整備機 械等	除雪車整備事業	三次市	
(10)過疎地域自立 促進特別事業	コミュニティバス運行 日常生活交通を確保する ことにより、市民の移動 の利便性確保や市民生活 の向上を図る。	三次市	
	安心生活支援システム実証実験 高齢者世帯の安否確認・ 見守りシステムの構築の ため、実証実験等を行 い、安心して暮らせる地 域の実現を図る。	三次市	
	道路・橋梁維持管理事業 道路及び橋梁の適正な維持管 理、補修を行い、交通の利便性 の向上を図る。	三次市	
	過疎地域自立促進基金積立 鉄道やバスなどの公共交 通機関の減退に歯止めを かけるための事業や市民 バスやデマンド型バスな どの公共輸送サービスの 維持並びに活性化の促進 をする事業のさらなる展 開を視野に入れた、活力 ある地域の再生の実現を 図るための事業に要する 財源に充てる。 基金は、過疎計画期間 中、または過疎法失効後 必要に応じて処分し、事 業に充てることとする。	三次市	
(11)その他	生活交通結節拠点整備事業	三次市	
	生活交通維持対策事業	三次市	
道路	県道 和知三次線(改良 舗装)	三次市	

		L = 78 W = 7.0		
		県道 和知三次線（歩道改良舗装） L = 2,800 W = 10.5	三次市	
		県道 和知三次線（改良舗装） L = 2,660 W = 9.5	三次市	
		県道 青河江田川之内線（改良舗装） L = 480 W = 9.3	三次市	
		県道 青河江田川之内線（改良舗装） L = 1,580 W = 5.0	三次市	
		県道 羽出庭三良坂線（改良舗装） L = 900 W = 9.3	三次市	
		県道 三次インター線（改良舗装） L = 3,090 W = 10.0	三次市	
		県道 糸井塩町線（改良舗装） L = 250 W = 9.3	三次市	
		県道 木呂田本郷線（改良舗装） L = 2,000 W = 10.0	三次市	
		県道 大津横谷線（改良舗装） L = 180 W = 7.0	三次市	
		県道 大津横谷線（改良舗装） L = 1,400 W = 5.0	三次市	
		県道 大津横谷線（改良舗装） L = 110 W = 5.0	三次市	
	橋りょう	県道 太郎丸吉舎線（改良舗装） L = 570 W = 5.0	三次市	
		県道 梶田三良坂線（改良舗装） L = 1,120 W = 7.0	三次市	
		県道 和知三次線（旭橋）（橋梁） L = 141.2 W = 6.0	三次市	
		県道 太郎丸吉舎線（古市橋）（橋梁） L = 48.1 W = 4.5	三次市	
		県道 羽出庭三良坂線（宮蔵側道橋）（橋梁） L = 29.0 W = 3.3	三次市	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道

本市の水道普及率は平成20年度で77.9%であり，県平均の93.4%を下回っている。特に各地域の地形的な差違により，地域格差が大きい。

自己水100%の本市においては，水源の安定取水確保が非常に重要となるため，安定的な確保に努める。さらに，簡易水道地域においても水源水量が不足する施設もあることから，安定的な確保に努める。また，給水施設や管路施設などの老朽化に伴う計画的な更新を図るとともに，住宅地や公共下水道の整備，企業誘致などにより，増加する水需要の増大に対応していく必要がある。

下水道は，健康で快適な生活環境の確保や河川などの水質保全を図るため，公共下水道事業などの推進や，小型合併浄化槽の設置補助を行ってきたが，汚水処理人口普及率は平成20年度末で56.0%と県平均の80.1%を大きく下回っている。今後は更に整備を推進するとともに，住民への意識啓発を進め，生活環境の向上と地域の貴重な水環境を保全する必要がある。

イ 廃棄物処理

本市の廃棄物処理は，クリーンセンター及び汚泥再生処理センターにより適正に処理されている。また，家電リサイクル法や容器包装リサイクル法などの施行に伴い，ごみの分別など一層の適正処理が求められており，家庭ごみの収集体制の充実を図るとともに，ごみの減量化と再資源化の徹底やリサイクルへの意識啓発を図る必要がある。さらに，増え続けるごみなどの処理に対応するため，埋立処分場の適正な維持管理と延命化を図る必要がある。

ウ 消防・防災・安全

常備消防として備北地区消防組合を組織し，消防と救急体制

を整えるとともに、非常備の消防団を組織し、緊密な連携を保ちながら、市民の安全で安心な生活環境を維持するため、消防防災体制の整備及び火災予防・消火活動、緊急業務、防災訓練などに努めている。近年は建築構造の複雑化など環境の変化が著しいため、今まで以上に市民の防火意識の高揚に努めるとともに、消防装備の近代化や防火水槽などの施設整備の充実を図る必要がある。

また、本市では、高齢者などが関係する交通事故が増加しており、交通安全教育の徹底や交通安全施設の整備を図る必要がある。

近年、増加傾向にある消費や生活に関わる犯罪から高齢者など社会的弱者を守るため、地域ぐるみでの見守りを進めるとともに、「振り込め詐欺」などの被害防止対策、通学路での子どもの安全対策などを推進し、犯罪に強いまちづくりに努める必要がある。

一方、近年、全国的に地震、台風などによる甚大な被害が発生し、災害に対する関心が高まっており、大規模災害発生時の応急対応の確立や自然災害の未然防止を図る治山治水・砂防対策などの推進が求められている。

エ 公営住宅等

公営住宅については、公営住宅の計画的な整備を進める一方で、雇用能力開発機構から雇用促進住宅の譲渡を受けるなど、整備を進めてきたが、老朽化や居住環境の悪化が著しい公営住宅もあるため、改築・改修などを計画的に進め、生活環境の改善を図る必要がある。

また、若年層を中心に定住促進やUターン、近隣からの流入の受け皿として、公営住宅の建設や、宅地の供給及び福祉施策と連携した高齢者向けなどの安心住宅の確保などが求められている。

オ その他

各地域の火葬場（斎場）が老朽化しており，新たな斎場の整備が必要となっている。

また，近年，酸性雨や温暖化など地球規模での環境の変化が問題となっている。

環境問題を解決するためには，市民，事業者，行政が一体となって取り組むことが重要であり，「もったいない」の心を持ち資源を大切にすまちづくりを進めるため，二酸化炭素排出量の削減など環境負荷軽減に向けた取り組みが求められている。

(2) その対策

ア 上下水道

上下水道については，限られた財源を有効に活用するため，地域の状況に即した整備を図る。

上水道は，限りある水資源を大切にし，安全で良質な水を安定的に供給し，また，渇水，災害時の飲料水の確保に努めるため，長期的視点に立った施設整備や水道事業などを進め，上水道の給水区域の拡張や飲料水施設補助事業を行い，未給水区域の解消に努める。さらに簡易水道事業及び飲料水供給施設の統合などを進め，経営の健全化を図る。

また，漏水調査や老朽配水管の改良整備を計画的に進め，有収率の向上を図るとともに，節水の啓発，河川の水質汚濁防止など市民意識の高揚を高める。

下水道などは，地域の特性や住民意向との調整を図りながら，公共下水道事業，農業集落排水事業，小型合併浄化槽設置整備補助事業などを計画的，効率的に進めるほか，適正な放流水質の管理に努め，処理施設の合理的で適正な維持管理を図る。一方で，市民の汚水処理に対する理解を深め，生活廃水を含めた汚水処理の普及，推進を図る。

また，適切な時期に料金体系の見直しを行い，上下水道とも健全な事業運営に努める。

イ 廃棄物処理

し尿及び浄化槽汚泥については、計画的な収集と安定した処理を進める。また、処理施設の更新により、し尿、浄化槽汚泥の安定した処理を行う。発生した汚泥の再資源化を図り、循環型社会形成を推進する。

ごみ処理については、収集体制の充実と集積所の整備を推進し、適正処理のため分別収集の徹底に向けた啓発活動を推進する。同時に、ごみの減量化、再資源化を推進し、排出量の削減を進める。また、処理施設の適正な維持管理に努め、延命化を図る。

産業廃棄物については、県と連携して排出事業者に対し、適正な処理と排出量の抑制及び減量化を積極的に働きかけていく。さらに、不適正処分や不法投棄の防止を推進する。

ウ 消防・防災・安全

「地域防災計画」に基づき、危機管理体制を強化し、「くらし・すまい・まち」の防災力を高め、防災・安全のまちづくりを進める。また、広報や防災訓練の実施をはじめ、自らの地域は自らが守る自主防災組織などの育成・強化を図り、市民の防災意識の高揚を図るとともに、ケーブルテレビなどを活用した地域の安全・安心に関わる情報の迅速な伝達体制の確立を図る。

消防については、地域消防・水防の担い手として活動する消防団の組織強化と併せ、非常時における自主防災体制の確立を進めるとともに、消防車両や動力ポンプなどの消防防災施設の整備を計画的に進める。また、常備消防については、備北地区消防組合において、隊員の資質の向上を図るとともに、装備の近代化、高度化に努め、市全域の消防・救急・救助体制の充実・強化を図る。

地域内では、高齢者が関係する交通事故が増加していることから、街頭での交通安全啓発活動の推進や高齢者をはじめ各世代に応じた交通安全教育の実施や、交通安全施設の整備を図る。

さらに、犯罪に強いまちづくりを推進するために、警察など関係機関との連携を図り、犯罪・事故などに関する情報提供や地域の自主防犯活動への支援などにより、市民の防犯意識を高め、地域ぐるみでの助け合いや見守りを通じた、地域での自主防犯体制の確立に努める。

また、自然災害の未然防止を図るため、河川の整備、治山・砂防施設の整備、急傾斜地崩壊防止施設の整備などの治山治水・砂防などの対策、公共施設の耐震化などを推進する。

エ 公営住宅等

公営住宅については、「地域住宅計画」に基づき、老朽化や居住環境の悪化が著しい既設の公営住宅を計画的に改築・改修し、居住水準の向上に努め、多様な世帯が安心して暮らせるように公営住宅の整備及び活用を図っていく。

また、廉価で良質な住宅や宅地を提供するとともに、定住者のニーズに応じた住宅（集合住宅）の整備や公園、広場などの生活基盤の整備により、便利で魅力のある生活の場づくりを進め、定住促進に努める。

オ その他

「新三次市斎場整備基本計画」に基づき、老朽化している各地域の火葬場（斎場）を統合し、新しい施設の整備を、新三次市斎場建設検討委員会や地域などの市民の意見を反映させ、住民との合意形成の積み上げを行い、社会的受容を確保しながら進める。

地球温暖化対策としては、太陽光発電システム、ペレット・薪ストーブなどの設置に対する補助を行い、新エネルギー設備の普及促進を図る。また、公共施設への省エネルギー設備の導入による二酸化炭素の排出削減と市民の環境問題への意識啓発を図り、市民と行政が一体となった環境負荷軽減に向けた事業を進め、低炭素型社会の実現をめざす。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
3 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	青河地区水道未普及地域解消事業	三次市		
		田幸地区水道未普及地域解消事業	三次市		
		河内地区水道未普及地域解消事業	三次市		
		秋町地区上水道整備事業	三次市		
		老朽管更新事業	三次市		
		上水道施設更新事業	三次市		
		簡易水道	君田地区簡易水道施設整備事業	三次市	
			布野地区簡易水道施設整備事業	三次市	
			作木地区簡易水道施設整備事業	三次市	
			敷地地区簡易水道整備事業	三次市	
			辻・徳市地区簡易水道施設整備事業	三次市	
			三良坂地区簡易水道施設整備事業	三次市	
		その他	三和地区簡易水道施設整備事業	三次市	
	簡易水道施設整備事業（老朽管更新）布野・作木・吉舎・三良坂・三和・甲奴地区		三次市		
	簡易水道施設整備事業（簡易水道施設リニューアル）布野・作木・吉舎・三良坂・三和・甲奴地区		三次市		
	飲料水供給施設補助事業		三次市		
	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業（管渠整備）（三次処理区）	三次市		
		公共下水道事業（処理場）（三次処理区）	三次市		
		公共下水道事業（管渠整備）（三良坂処理区）	三次市		
特定環境保全公共下水道事業（管渠整備）（酒屋処理区）		三次市			
特定環境保全公共下水道事業（管渠整備）（三良坂処理区）		三次市			

農村集落排水 施設 その他	特定環境保全公共下水道事業 (管渠整備) (布野処理区)	三次市	
	特定環境保全公共下水道事業 (処理場) (布野処理区)	三次市	
	浸水対策事業 (ポンプ場整備)	三次市	
	農業集落排水施設整備事業 (和知地区)	三次市	
	小型合併処理浄化槽設置補助 事業	三次市	
	特定地域生活排水事業 (布野・和知地区)	三次市	
(3) 廃棄物処理 施設 ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設整備事業	三次市	
(4) 消防施設	防火水槽整備事業	三次市	
	消防ポンプ積載車等整備事業	三次市	
	消防格納庫整備事業	三次市	
	消火栓整備事業	三次市	
	消防車両等整備事業 (負担金)	備北地区消防 組合	
	消防施設等整備事業 (負担金)	備北地区消防 組合	
(5) 公営住宅等	定住住宅整備事業	三次市	
(6) 過疎地域自立 促進特別事業	空き家リフォーム補助事業 空き家バンク登録の空き家の リフォーム費用に対して 補助を行い、定住人口の増加 を図る。	三次市	
	LED防犯灯設置補助金 LED照明の防犯灯設置等 地域の防犯灯設置に支援を 行い、地域の負担軽減や省 エネ対策の充実を図る。	三次市	
	住宅用太陽光発電システム等 設置補助金 住宅用太陽光発電システム 設置に補助を行い、普及を 促進し、省エネ対策の充実 を図る。	三次市	

	J-VER間伐促進プロジェクト 森林間伐の促進等による CO2吸収環境の確保を図る ため、オフセットクレジット (J-VER)取引を推進 し、地球温暖化防止や森林 保全を図る。	三次市	
	小水力発電設置モデル事業 小水力発電の有効性の実証 実験を行い、地域に内在す るクリーンエネルギーの有 効活用を図る。	三次市	
	公共施設等維持管理事業 公共施設等の維持管理、修繕及 び危険性の高い施設の取壊しを 行うことで、生活環境の改善を 図る。	三次市	
	廃棄物処理事業 廃棄物処理を適切に行うこと により、循環型社会を構築 し、持続可能な環境を形成す る。	三次市	
	過疎地域自立促進基金積立 新エネルギー設備の普及 促進を図るとともに、市 民の環境問題の意識啓発 事業と、二酸化炭素排出 削減と環境負荷軽減のた めの支援など地球温暖化 対策事業に要する財源に 充てる。 基金は、過疎計画期間 中、または過疎法失効後 必要に応じて処分し、事 業に充てることとする。	三次市	
(7)その他	小規模崩壊地復旧工事	三次市	
	宅地購入・新築奨励金事業	三次市	
	保育所耐震改修事業	三次市	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

急速な高齢化の進展により、本市においては、高齢者の人口割合をみると、平成22年6月には30.7%に達しており、「超高齢社会」の指標となる30%を超えている。また、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、寝たきり、認知症、虚弱など援護を必要とする高齢者の増加も見られる。

本市では、「三次市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」により、市民ニーズを的確に把握し、事業・施策を具現化することに努め、介護保険サービスの充実や、介護予防のための対策や生活支援、生きがづくりなど総合的な高齢者保健福祉施策の充実を推進してきた。今後、高齢化が進む中、高齢者が住みなれた地域で安心していきいきと生活できるよう、高齢者福祉の推進に取り組む必要がある。

イ 子育て支援

核家族化、就労形態の変化、地域社会の人間関係の希薄化など家庭や社会環境が変化する中、本市では、合計特殊出生率が平成20年で1.79と、県数値の1.45を大きく上回っているものの、0歳～14歳の年少人口は年々減少しており、少子化が進行している。

少子化社会の到来は、親子関係や子ども同士の関係、子どもの健全育成など様々な面で影響をもたらし、いじめ、虐待、非行などの問題が顕在化している。

とりわけ、乳児期は人格形成のうえで最も重要な時期であり、次代の担い手である児童の心身ともに健やかな発達のため、養育機能や支援体制の充実など家庭や地域社会が一体となって、安心して健やかに子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する必要がある。

ウ 障害者福祉

障害者基本法改正の理念を踏まえ、平成21年3月に「三次市障

害者福祉計画（第2期）」を策定し，希望を持ち夢が語れるまちづくりを施策の重点方針として，障害のある人が，地域の中で力を発揮し，自分らしく生き，地域生活が送れるよう，日常生活の支援や就労支援など多様な取り組みを進めてきた。

障害のある人々が，普通に社会生活が過ごせるような，連帯感のある地域社会づくりと就業機会や交流の場の確保など，ハード・ソフト両面から充実を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 高齢者福祉

(ア) 地域福祉体制の充実

高齢者が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう，保健・福祉・医療の連携を図りながら，高齢者の健康づくりや介護予防施策を展開していく。また，健康増進施設などの活用を進めることにより，生活習慣病予防とともに介護予防の一層の充実を図る。

介護や支援が必要な状態になっても，できる限り住み慣れた家庭や地域で暮らしていくことができるよう，社会福祉協議会や民生委員など，保健・医療・福祉機関の連携のもと，地域全体で高齢者を支援する体制を強化し，地域ケア体制の構築を図る。

(イ) 在宅福祉を中心としたサービスの充実

誰もが住み慣れた地域においていつまでも健康でいきいきと安心して暮らせるよう，地域包括ケアシステムを確立するとともに，生活の場である居住環境整備を重視し，一人ひとりにあった適切な介護サービスや質の高い医療サービス，そして日常的な見守り支援など，これまでの生活の継続を基本とした在宅生活を送れるよう，介護・医療などの専門職やボランティア・地域住民などによる支援体制の充実を図る。

そのため，介護と医療の連携を強化するとともに，交通対策などの地域課題も配慮しながら総合的に進めていく。さら

に、地域実態に応じて、住民と一体となった地域ケア体制づくりを推進する。

都道府県が策定する地域ケア体制整備構想，都道府県医療費適正化計画などと連携を図るとともに，多様化する介護ニーズに対して相談体制の充実や介護職員など専門職の人材育成など在宅介護サービスの体制強化をはじめ，福祉施設のネットワーク化や住民ニーズに対応した施設の整備や，介護サービスの質の向上に努める。また，介護環境においても，利用者の身体状況に応じた入所施設の整備や，施設から在宅へ移る場合の対応として在宅で生活できる環境づくりを推進する。一方，介護にあたる家族の負担軽減を図り，高齢者，家族，地域などを視野に入れた地域福祉の観点から，介護・福祉サービスの提供を行う。

また，ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう，訪問相談の充実をはじめ，介護に配慮した住宅の増改築や住宅設備の改良のための補助制度などの充実を図るとともに，火災や急病時に有効な緊急通報装置の設置を促進する。

(9) 生きがい対策の充実

団塊の世代が高齢期を迎えることとなり，より一層地域活動への参画を促進し，生きがいづくりを支援するとともに，高齢者の活力を地域の活性化に活かす仕組みづくりを推進する。また，高齢者の知識や経験を活かして，明るい地域づくりのために積極的に取り組む老人クラブなどに対する活動費補助などの支援を進めていく。また，介護予防事業へ参加するための健康づくり推進補助金を支給することにより，介護予防事業に参加する機会の拡大を図る。

さらに，地域を拠点に介護予防に資する活動を行う地域住民グループを支援するふれあいいいきいきサロン支援事業を推進する。

また，行政，関係機関，団体などとの連携を進め，高齢者

の虐待防止と権利擁護の取り組みを進め、市民の誰もが高齢者を敬い、尊重することができる地域を構築する。

イ 子育て支援

「次世代育成支援行動計画」の後期計画に基づき、子どもは次代の社会を担う大切な宝であるという視点のもと、親子がともに成長していけるよう社会全体で子育てを支えあう環境づくりを進める。

核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、多様化する保育ニーズに対応できる体制の充実（乳幼児保育・延長保育・病後児保育・障害児保育など）や保育費用の負担軽減を図り、また、総合的に子育て支援ができるよう、地域子育て支援センターの体制整備を進め、保育所・行政・民生委員・児童委員・社会福祉協議会・福祉ボランティア組織などと連携した子育てサポート体制を充実させる。

また、保護者の子育て不安や児童虐待・ひきこもりなど、こころの問題をケアできる相談体制の充実を図る。

さらに、地域・学校・児童館などが連携し、子どもが地域の人とふれあい、総合的な子育てのできる地域社会づくりを進める。

ウ 障害者福祉

(7) 人権意識の啓発と社会参加・交流の促進

ノーマライゼーションの理念と人権意識の高揚を図るとともに、障害に対する理解と認識が深められるよう啓発活動を推進し、心のバリアフリー化をめざす。また、地区社会福祉協議会や障害者団体などと協働し、地域交流事業を展開し、障害者の社会参加や交流ができる場の拡大を図る。

(8) 保健・医療・福祉の生活支援施策の推進

保健・医療・福祉の連携により障害者のニーズに適したサービスが提供できる体制を整備するとともに、障害福祉サービスなどの利用者負担の軽減などを図り、社会的自立を促進

する。さらに、生活・就業における自己決定と自己実現を支える施策を推進する拠点となる地域活動支援センターの整備を図る。

(ウ) 障害児の保育・教育の充実

保健・医療・福祉と教育の連携により、成長過程の各段階に応じた療育体制の充実を図る。また、障害児を持つ保護者の負担の軽減を図る。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)高齢者福祉施設 その他	グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設建設事業 (川地地区)	三次市		
		デイサービス施設建設事業 (三次西地区)	三次市		
		小規模多機能型居宅介護施設建設事業 (川西地区, 中部地区)	三次市		
		グループホーム施設建設事業 (東部地区)	三次市		
		健康増進施設整備事業	三次市		
	(3)児童福祉施設 保育所	児童館	三良坂保育所整備事業	三次市	
			0歳児保育室等改修事業	三次市	
			児童福祉施設駐車場整備事業	三次市	
		放課後児童クラブ整備事業	三次市		
		児童館整備事業	三次市		
	(7)過疎地域自立 促進特別事業	緊急通報装置給付事業 高齢者の緊急時の対応のため、通報装置設置への支援を行い、安心して暮らせる地域の実現を図る。	三次市		

	<p>高齢者等見守り隊事業 日常生活で見守りが必要な高齢者等の居宅を「高齢者等見守り隊」が訪問することにより、高齢者等の不安感や孤独感の解消に努め、高齢者等の安心な生活の確保を図る。</p>	三次市	
	<p>小規模型放課後児童クラブ補助金 小規模型放課後児童クラブへの運営補助を行い、留守家庭児童の放課後保育を推進し、子どもの健全育成と子育て環境の充実を図る。</p>	三次市	
	<p>公共施設等維持管理事業 福祉の向上等を目的とした公共施設等の維持管理、修繕を行うことで、施設の効率的かつ効果的な利活用を推進する。</p>	三次市	
	<p>妊婦健診助成事業 健診にかかる経済的負担を軽減することにより、母子の健康の保持増進を図り、安心して出産を迎えられる環境を整える。</p>	三次市	
	<p>保育料軽減事業 子育て世代の経済的な負担を軽減することで、働きやすく、安心して子どもを産み育てられる環境を整える。</p>	三次市	
	<p>過疎地域自立促進基金積立 高齢者を対象とし、地域の実態に応じて、在宅福祉の充実を行い、住民と一体となった地域ケア制度の実現と、地域全体で子育てを支えあう環境づくりを行い、子育てサポート体制の確立を図るための事業に要する財源に充てる。 基金は、過疎計画期間中、または過疎法失効後必要に応じて処分し、事業に充てることとする。</p>	三次市	
	(8)その他	元気ハツラツ教室	三次市

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療施設

本市の医療施設については、一般病院が5施設、一般診療所が56施設あり、病床数は、合わせて1,430病床を有している。

市立三次中央病院（病床数350床、診療科目18科）が基幹病院としての役割を果たしている。その他の主な医療施設としては三次地区医療センター（病床数150床）、老人保健施設4箇所などがある。

全国的に医師不足が深刻化する中、医療需要の増大、複雑・多様化に対応し、誰もが生涯を通じて適切な医療サービスを受けられるよう、医療機関が相互に連携しながら、地域医療の向上に努める必要がある。

また、市立三次中央病院は、市民に信頼され、親しまれる病院づくりをめざし、県北地域における中核病院として、高度で良質な医療の提供と救急医療体制の充実が求められている。

そのため、医療機器の老朽化や高度医療に対応した施設や人材などの充実が必要である。さらに、長寿社会を迎え高齢者などの健康管理が重要となることから、疾病の早期発見など、保健と連携した予防医療や、高度医療に対応した市立三次中央病院などの連携による地域医療体制の充実により、安心して暮らせるまちづくりが求められている。

イ 保健医療活動の推進

食生活の変化や運動不足などライフスタイルの変化に伴い、病気全体に占める「生活習慣病」の割合が増加し、死亡原因の6割は、「がん」「心臓病」「脳血管疾患」などの「生活習慣病」に起因したものが占めている。このような状況から、生活習慣を見直し、病気になることを予防する「一次予防」を重視した、子どもから高齢者まで段階に応じた健康づくりを進め、住み慣れた地域で、いつまでも健康で生きがいをもって自立して暮ら

せるまちづくりの推進が重要な課題となっている。

(2) その対策

ア 医療施設

医療機関の相互連携を強化しつつ、県北地域で医療が完結できるように、市立三次中央病院は、急性期医療を担う基幹病院として、また、備北二次保健医療圏、更には県境を越えた広域医療圏を支える中核病院として、高度で質の高い医療サービスの提供をめざし、医療機器の充実や大学などと連携しながら医療スタッフの充実に努めていく。さらに、総合的な保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの確立や休日、夜間の診療体制を含めた救急医療体制の充実をめざす。

また、身近なところで適切な医療サービスが受けられるよう地域医療体制の充実を図る。

イ 保健医療活動の推進

健康増進計画「健康みよし21」により、健康に関する意識の啓発をはじめ、生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導や総合健康診査、がん検診の内容を充実させ、受診率の向上を図る。また、関係機関と連携し、各種検診や健康教育、健康相談などの保健事業により、高齢者などの疾病の早期発見・早期治療を推進するとともに、疾病予防や自己管理、食生活の改善、心の健康づくりなど、市民一人ひとりの健康づくりをサポートする。

さらに、病気や障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の連携と地域の支えあいによる地域包括ケアシステムの確立を図る。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1)診療施設 病院	市立三次中央病院施設整備事業	三次市	
		市立三次中央病院医療機械器具等整備事業	三次市	
	診療所	川西診療所整備事業	三次市	
		診療機器整備事業	三次市	
	(3)過疎地域立促進特別事業	休日夜間急患センター運営事業 休日夜間の診療体制を確保し、初期救急医療の充実を図る。	三次市	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

平成18年12月に新教育基本法，平成19年6月には学校教育法，地方教育行政の組織及び運営に関する法律，教育職員免許法及び教育公務員特例法が改正・公布された。さらに，平成20年には，全ての児童・生徒に「生きる力」を育み，基礎的・基本的な知識・技能の習得，思考力・判断力・表現力などの育成，学習意欲の向上や学習習慣の確立をめざして学習指導要領が改訂され，小学校では平成23年度，中学校では平成24年度から全面实施となる。

平成22年度の学校基本調査によると，幼稚園は3園（休業を除く。）で園児数203人，小学校は26校で児童数3,066人，中学校は12校で生徒数1,512人である。児童生徒数は過疎化の進行により減少傾向が続くと予想され，地域内の小・中・高が連携した教育体制の充実が望まれる。

また，不登校児童生徒数や暴力行為の件数は，平成16年度から平成21年度には半減するなど，全体的には大きく変容してきているものの，個別には課題を抱えており，学校・家庭・地域社会の連携の強化や教師の指導力，指導体制の充実による心を大切にした教育のさらなる充実が望まれる。さらに，時代の要求にあった施設，設備の充実を図る中，学校施設・設備などの改修を図る必要がある。

イ 社会教育の振興

近年，価値観の多様化や余暇時間の増加に伴い学習意欲が向上し，各種講座や自主的なサークル活動などの社会教育活動が展開されており，こうした活動は，地域活動や人づくりなどまちづくりに大きな役割を果たしている。今後とも気軽に学習活動や，芸術・文化活動などに親しむことができる多様な講座や教室の実施など生涯学習機会の充実が求められている。

また、住民自治活動やまちづくり活動を通して、社会活動への参画を促すとともに、多様な学習ニーズに対応した学習活動を自ら企画できる組織の指導者などの養成・確保を図る必要がある。

スポーツ・レクリエーションは、健康増進や体力の向上、精神のリフレッシュなどの効果があり、みよし運動公園などを中心として、各種のスポーツ・レクリエーション大会の開催などにより、普及・振興を図ってきた。近年、余暇時間の増大や健康志向に伴い、スポーツ・レクリエーションへの関心が高まっており、年齢を問わず、市民だれもが、気軽にスポーツ・レクリエーションが楽しめる環境整備が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

(1) 教育内容の充実

知・徳・体のバランスの取れた子どもを育む教育の向上をめざし、各種教職員研修を教育委員会独自に開催し、教職員の授業力の向上を図る。また、児童生徒の基礎学力の定着・向上や、確かな学力の向上に取り組む。また、少人数学級や習熟度別授業を展開し、さらに、特別支援教育推進事業による一人ひとりの子どものニーズに応じた教育の充実を図る。

特色ある教育を推進するため、生き生き学校予算推進事業による各学校への支援や学校支援員事業を実施する。さらに、小・中学校連携を強化し、教育水準の向上に努める。

そのほか、小・中学校外国語活動の推進、ICT（情報通信技術）の活用をはじめ情報機器の整備・活用による高度情報化社会に対応できる教育の充実や実社会に対応できるキャリア教育の推進を図る。

一方、いじめや不登校の解消に向け、道徳教育の充実を図るとともに、こども応援センターを中核とした取り組みを進める。

更なる少子化が予想される中、保護者や地域と連携し、郷土愛を深め自ら考える力を養うことができるよう地域資源や人材

を活かした体験学習・郷土学習などを実践し、各学校の特色を活かした総合的な学習の時間など教育内容の充実を図る。

(4) 施設環境の整備・活用

耐震化やバリアフリー化、老朽化対策を進めるため、計画的な施設整備や、情報通信基盤の整備、近代的な教育機器の整備などにより、安全で機能的な教育環境の充実を図る。

また、学校・家庭・地域社会が一体となって教育力を発揮し、地域活動や生活に根ざした学びの場として活用するため、施設の改修・開放を進める。

イ 社会教育

(7) 生涯学習の振興

社会教育については、市民共有の社会的課題の解決に向け、地域・家庭・行政（学校）が連携協力して、体験活動などの機会を充実させ、地域を担う心豊かな子どもを育むとともに、自然や環境に関する学習機会の拡充に取り組み、実践活動へ結びつけていく。

誰もが生きがいを持ち、自己実現できるように、ケーブルテレビの活用などさまざまな学習機会・情報を提供するとともに、多様化する住民の学習ニーズに対応した学習活動を支援できる指導者、ボランティア団体などを育成する。

(4) スポーツ活動の推進

市民一人ひとりが気軽にスポーツに親しむまちづくりをめざし、地域ぐるみでスポーツ・レクリエーション活動に取り組む場となる「総合型地域スポーツクラブ」の設立・育成を進めるとともに、指導者や活動団体・ボランティアの育成を行い、幅広いスポーツ活動の振興を図る。

子どもたちがスポーツに親しみ、個々の才能を伸ばすことができるよう、トップアスリートによるスポーツ教室などの機会を拡充し、また、子どもたちが、スポーツで感動を味わい、夢を持って育つよう、トップアスリートが育つ環境づくりに取り

組む。

また、スポーツ活動のレベル向上につなげていくため、各種スポーツ団体と連携し、各種スポーツの全国大会やプロスポーツなどの開催・誘致を推進する。

(ウ) 社会教育施設やスポーツ施設の有効活用と管理運営の効率化

文化施設・スポーツ施設などの有効活用を図るため、ネットワークづくりや耐震化・バリアフリー対策など計画的な整備を進め、市民の活用を促進する。また、管理を委託するなど施設の効果的・効率的な運営を推進する。

(エ) 人権教育の推進

人権尊重の理念について、正しい理解を深めるための学習や啓発活動を積極的に推進し、「人権教育・啓発推進プラン」により、一人ひとりが輝き、お互いを認め合い共に生きるまちづくりに努める。

(オ) 男女共同参画社会の実現

家庭や職場、地域社会などあらゆる分野で男女が互いを尊重し、自己実現をめざす取り組みを総合的、計画的に推進していくため、「男女共同参画基本計画（第2次）」により、男女が共に参画し責任を分かちあうことができる社会をめざしていく。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎等	小学校校舎等大規模改造事業	三次市	
		中学校校舎等大規模改造事業	三次市	
	屋内運動場	屋内運動場天井等落下防止対策事業	三次市	
	スクールバス・ポート	スクールバス整備事業	三次市	
	給食施設	学校給食施設整備事業	三次市	
	その他	小学校プール改修事業	三次市	

	三和中学校体育倉庫改修事業	三次市	
	三和小学校運動場排水施設整備事業	三次市	
	三良坂小中一貫教育校整備事業 (グラウンド整備)	三次市	
(3)集会施設, 体育施設等	(仮称) 十日市こども集会所 整備事業	三次市	
集会施設	(仮称) 甲奴こども集会所 整備事業	三次市	
体育施設	三良坂体育館耐震工事	三次市	
	甲奴体育館耐震工事	三次市	
	農業者トレーニングセンター 改修事業	三次市	
	コミュニティスポーツ広場 改修事業	三次市	
その他	川西郷の駅整備支援事業	三次市	
(4)過疎地域自立 促進特別事業	放課後子ども教室推進事業 放課後等において, 地域 で子どもたちの安全で安 心な活動拠点づくりを進 め, 子どもの健全育成の 推進を図る。	三次市	
	公共施設等維持管理事業 教育の振興を目的とした公 共施設等の維持管理, 修繕 を行うことで, 施設の効 率的かつ効果的な利活用 を推進する。	三次市	
	外国語活動推進事業 小学校段階からの計画的 な外国語学習の実施によ り, 児童生徒の異文化へ の理解を深めるととも に, 英語によるコミュニ ケーション能力の向上を 図る。	三次市	
	小中学校パソコン教室 事業 ICT環境を整備し, 子 どもたちの学習環境の 充実を図ることで, 様 々な社会変化に対応で きる人材を育成する。	三次市	

	<p>過疎地域自立促進基金積立</p> <p>学校・家庭・地域社会の連携の強化や、教師の指導力、指導体制の充実による心を大切にした教育の充実を図る事業など、教育の振興によって活力ある地域再生の実現を図るための事業に要する財源に充てる。</p> <p>併せて、地域活動や人づくりなどのまちづくりに対する役割を果たすための社会活動を支援する事業に要する財源に充てる。</p> <p>基金は、過疎計画期間中、または過疎法失効後必要に応じて処分し、事業に充てることとする。</p>	三次市	
--	--	-----	--

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域文化の振興は、心の豊かさを育て生活に潤いをもたらす、さらに、各地で長年にわたり受け継がれてきた伝統芸能などは、地域の活力の源となっている。これらの地域の伝統文化、行事の保存と継承により、各地域の特性を活かすことが求められており、こうした伝統芸能などの文化を保存し、受け継いでいくため、後継者の育成をはじめ、日常生活や学校教育などでの受け継ぐ仕組みづくりを進める必要がある。

また、芸術・文化の創造への志向の高まりとともに、各種文化団体の育成・支援、さまざまな芸術文化事業の展開をはじめ、市民生活に密着した文化活動や交流活動を一層促進し、多様なニーズに応える環境づくりを進め、個性ある地域文化を創造する必要がある。

(2) その対策

地域文化の保存・継承をめざし、文化財の調査・指定、保存・データベース化の推進や保存展示のための環境を整備するとともに、生活の中に根づいている暮らしの文化を、地域の誇りとして大切にし、伝統芸能などを受け継ぐ後継者の育成や伝統文化への理解を深める取り組みを進め、伝統文化の継承を図る。また、さまざまな歴史的遺産や伝統文化などの資源を、観光や交流資源として活用を図る。

奥田元宋・小由女美術館をはじめ市内美術館の特徴を活かしながら連携を図り、優れた芸術にふれる機会や文化活動の場を提供するとともに、親しまれる施設づくりを進め、一方、市民や子どももの創作活動を支援し、活動成果が発表できる場の提供に努める。

また、市民ホールの整備を進め、多様な芸術・文化・音楽などの公演の開催をはじめ、文化発表や文化交流の機会の拡充を図り、市民の文化活動の促進を図る。

質の高い芸術・文化にふれることにより、市民の豊かな感性を

育み，魅力ある文化風土の醸成に努める。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興 施設等 地域文化振興 施設	まちづくりセンター太陽光発電システム整備事業	三次市	
		中村憲吉記念文芸館整備事業	三次市	
		文化会館整備事業（市民ホール）	三次市	
		三次地区拠点整備事業	三次市	
		三次まちごとまるごと博物館事業	三次市	
	(2)過疎地域自立 促進特別事業	過疎地域自立促進基金積立 地域文化を保存・継承するための環境整備や後継者育成への支援，多様な芸術・文化等にふれる機会や発表の場の提供等，市民の文化活動の促進を図る事業に要する財源に充てる。 基金は，過疎計画期間中，又は過疎法失効後必要に応じて処分し，事業に充てることとする。	三次市	
	(3)その他	三次町歴史的地区環境整備事業	三次市	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

過疎化や少子高齢化の進展により、住民自治活動の維持や市民間の相互扶助などの集落機能が低下している地域が増えつつある。さらに、一部の山間集落では、地域の農林業生産や住民活動を担う後継者などの人材不足により、農地や山林の荒廃が進み、集落の活力の衰退にとどまらず、集落の消滅さえも危惧されている。

一方で、地方主権の推進や、市民と行政の協働関係が求められる中で、住民が主体的に自らの地域を創造していく意識が高まっている。さらに、各地域では、地域住民の主体により、集落の現状を克服し、コミュニティの再構築と発展を期し、住民自治組織が結成されている。これらの住民自治組織においては、市民参加のもとで、豊かで愛着の持てる地域をめざしたまちづくりが取り組まれている。今後、市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、活動拠点の整備や地域リーダーの育成が一層重要となっている。

(2) その対策

ア 住民自治組織の充実

集落機能の低下に伴う地域課題を克服するため、各地域において住民自治組織により、集落のコミュニティ機能、互助・扶助機能の維持確保を図る主体的な地域づくりの取り組みが進められている。引き続き、地域資源の活用や個性豊かな魅力の創造など活性化に向けた支援の拡充により、住民自治組織を中心とした「地域まちづくりビジョン」（各住民自治組織ごとに策定したまちづくりの指針）の実現や地域の実情に応じた個別課題への取り組みを支援し、協働のまちづくりを推進する。

また、地域住民が主体的に自治活動に取り組めるよう、コミュニティセンターや集会所などの施設の新設や既存施設の改修などによる自治活動の拠点づくりを進め、均衡ある地域づくりを図る。

イ 人材育成を中心とした住民自治活動のサポート体制の充実

集落の活性化を図るためには、地域活動の中心的役割を果たす地域リーダーとなる人材が不可欠であり、住民自治組織の役職員など、関係する組織・団体に対し、様々な研修の機会を提供し、人材の育成を推進する。

また、地域の住民自治組織、ボランティア組織などの自治活動をサポートする機能として、本庁及び各支所に設置している「まちづくりサポートセンター」を住民と行政の協働関係を構築する拠点と位置づけ、まちづくりに関する情報・交流・相談・調整機能の充実を図る。

さらに、地域おこし協力隊事業に取り組み、都市部から地域おこし協力隊員を募集し、隊員が地域で住み続けることにより地域リーダーとなり、住民自治組織が行う自治活動などの支援を行う。

また、住民自治組織へ、ボランティア組織、NPOなどの活動に関する情報を提供し、相互連携を深め、住民自治活動を補完できる環境をつくるとともに、住民のボランティア活動やNPOなどへの関心を喚起し、まちづくりに対する市民意識の高揚や啓発に努め、広く市民のまちづくりへの参加機会を拡大し、市民同士が交流できる場づくりを進め、一体感の醸成に努める。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	地域おこし協力隊事業 集落支援を行う専門員の確保により，地域活力の増進や定住人口の増加を図る。	三次市	
		地域力向上支援事業 住民自治組織等の地域資源の活用による特色あるまちづくりを支援し，住民自治組織等の活動の充実や地域の魅力づくりを図る。	三次市	
		がんばる地域支援事業 地域住民が主体となり地域課題解決のために取り組む事業に対して支援することにより，地域社会の維持・活性化を図る。	三次市	
		過疎地域自立促進基金積立 地域資源の活用や個性豊かな魅力の創造など活性化に向けた事業，住民自治組織を中心とした「地域まちづくりビジョン」の実現や地域の実情に応じた個別課題へ取り組む事業，協働のまちづくりを推進し地域のビジョン達成に向けた地域のブランドデザインの創造に必要な環境整備事業，集落の生産や生活基盤を担う農家や生産団体が生活基盤等の確保を進める事業など，集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業に要する財源に充てる。 基金は，過疎計画期間中，または過疎法失効後必要に応じて処分し，事業に充てることとする。	三次市	
	(3)その他	土地区画整理事業	三次市	
		自治振興活動費補助事業	三次市	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 都市的機能の充実

本市が中国地方の魅力ある中核都市として発展していくためには、都市的機能の充実が必要であり、若者などの定住促進を図るうえでも、基幹となる商業などの集積地域と周辺の農山村地域が共存共栄できる一体的な地域として、基礎的な保健・医療・福祉、教育、文化、商業など日常生活上の都市的サービスの充実や身近な就業機会の確保に努める必要がある。さらに、商業などの集積地域と周辺の農山村地域とを結ぶ交通基盤の整備や情報通信基盤の活用を図り、相互の機能分担と連携により、地域が自立できる基盤の形成に努め、地域の持続性の向上を図る必要がある。

イ 自然環境の保全

地域の貴重な財産である豊かな自然を保護・育成する住民意識の高揚が必要である。循環型社会を構築する総合的な省資源・リサイクル活動の一層の取り組みが求められている。

(2) その対策

ア 都市機能の充実

中国横断自動車道尾道松江線開通を見据え、中国地方の中核都市として、都市機能を高めることが必要であり、生活・産業・観光・文化・福祉・医療・行政など各分野のサービス機能の充実をはじめ、JR三次駅周辺の整備をはじめ、散策や憩いの場としての水辺空間の整備など、快適で魅力ある都市的機能の充実を進め、活力とにぎわいを創出し、さらに、市民の一体感の醸成により、元気と活力あるまちづくりを進める。

併せて、若者などの人口流出を抑え定住を促進するために、定住環境の整備や企業誘致、文化施設などの充実などにより、都市機能の充実に努め、魅力あるまちづくりを進める。

イ 自然環境の保全

市民・行政・森林組合などが一体となった環境保全活動を推

進する。特に，自然環境に配慮した計画的な土地利用を進めるとともに，市民の主体的な緑化・美化活動を推進する。自然保護活動に取り組むボランティア組織・NPOなどとの協力や活動支援を行うとともに，不法投棄などの監視・調査体制の充実を図る。

また，循環型社会の構築をめざし，市民・企業・行政が一体となった総合的な省資源・リサイクル活動の推進や環境問題に対する意識啓発の促進，省エネルギー対策や太陽光発電システムの導入などを推進する。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項		新エネルギー等利用機器設置事業（公共施設）	三次市	
		新エネルギー等利用機器設置事業（住宅用）	三次市	

事業計画（平成22年度～27年度）過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	創業支援補助金事業 事業所の創業に係る初期投資の負担を軽減することにより、事業所の立地を促進し、雇用の拡大を図る。	三次市	
		定住対策事業 若者の帰三、U I Jターンを促進するための各種事業を実施し、定住促進を図る。	三次市	
		長期宿泊体験事業 農家民泊を中心とした宿泊体験や各種体験プログラムの実施等により、グリーンツーリズムや観光客等の交流人口の増加及び定住促進を図るとともに、農家民泊や地元産品の提供により、地域経済の活性化を図る。	三次市	
		三次市地域戦略プラン策定事業 中国横断自動車道尾道松江線の開通を契機として、本市の定住・交流人口を増やし、魅力あるまちづくりを推進するため、実行性と実現性のあるプランの策定を図る。	三次市	
		地域戦略プラン等具体化調査 三次市地域戦略プラン等に掲げる交流人口の増加等を見据えた地域活性化策の具体化調査及び研究を進める。	三次市	
		戦略的情報発信事業 ホームページやテレビ等の情報メディアを活用して観光・定住・政策情報等の戦略的な情報発信事業を実施することにより、観光促進や交流人口の拡大等地域の活性化を図る。	三次市	

<p>地域イベント等補助金</p> <p>地域資源を活用した特色ある地域イベントを支援し、地域のコミュニティの推進をはじめ、地域間の交流の促進や地域の新たな魅力づくり等により地域の活性化を図る。</p>	三次市	
<p>元気な農業の里づくり事業 (地産地消推進事業)</p> <p>農産物の地産地消の推進により、販路の多様化や消費者との結び付きによる生産者の生産意欲の向上に努め、農業経営の維持や農業の活性化を図る。</p>	三次市	
<p>元気な農業の里づくり事業 (振興作物支援事業)</p> <p>農産物の特殊農法によるブランド化や6次産品化を推進し、農業経営の差別化や農業の活性化を図る。</p>	三次市	
<p>元気な農業の里づくり事業 (活力ある担い手支援事業)</p> <p>新規就農者や認定農業者を支援することにより、農業経営の基盤強化や農業の活性化を図る。</p>	三次市	
<p>公共施設等維持管理事業</p> <p>産業の振興を目的とした公共施設等の維持管理、修繕を行うことで、施設の効率的かつ効果的な利活用を推進する。</p>	三次市	
<p>工場立地促進事業</p> <p>工業拠点の形成、雇用の確保、就職先の選択肢の拡大等を図るため、工場立地を促進する。</p>	三次市	
<p>女性・若者・シニア等起業・就労支援事業</p> <p>女性や若者・シニア等の起業や就労を促進することで、活躍の場を創出し、経済や地域の活性化を図る。</p>	三次市	
<p>工場等設置奨励事業</p> <p>工場等の土地購入や設備投資に対し助成を行うことで、企業の立地と事業拡大を促進し、雇用の拡大を図る。</p>	三次市	

		<p>過疎地域自立促進基金積立 農林産業及び商工観光業の連携によって集落の生産や生活基盤を担う農家，生産団体及び商工観光事業者が生産基盤等の確保を進める事業など，産業の振興によって活力ある地域再生の実現を図るための事業に要する財源に充てる。</p> <p>基金は，過疎計画期間中，または過疎法失効後必要に応じて処分し，事業に充てることとする。</p>	三次市	
2 交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進	(10)過疎地域自立促進特別事業	<p>コミュニティバス運行 日常生活交通を確保することにより，市民の移動の利便性確保や市民生活の向上を図る。</p>	三次市	
		<p>安心生活支援システム実証実験 高齢者世帯の安否確認・見守りシステムの構築のため，実証実験等を行い，安心して暮らせる地域の実現を図る。</p>	三次市	
		<p>道路・橋梁維持管理事業 道路及び橋梁の適正な維持管理，補修を行い，交通の利便性の向上を図る。</p>	三次市	
		<p>過疎地域自立促進基金積立 鉄道やバスなどの公共交通機関の減退に歯止めをかけるための事業や市民バスやデマンド型バスなどの公共輸送サービスの維持並びに活性化の促進をする事業のさらなる展開を視野に入れた，活力ある地域の再生の実現を図るための事業に要する財源に充てる。</p> <p>基金は，過疎計画期間中，または過疎法失効後必要に応じて処分し，事業に充てることとする。</p>	三次市	

3 生活環境の整備	(6)過疎地域自立促進特別事業	空き家リフォーム補助事業 空き家バンク登録の空き家のリフォーム費用に対して補助を行い，定住人口の増加を図る。	三次市	
		LED防犯灯設置補助金 LED照明の防犯灯設置等地域の防犯灯設置に支援を行い，地域の負担軽減や省エネ対策の充実を図る。	三次市	
		住宅用太陽光発電システム等設置補助金 住宅用太陽光発電システム設置に補助を行い，普及を促進し，省エネ対策の充実を図る。	三次市	
		J-VER間伐促進プロジェクト 森林間伐の促進等によるCO2吸収環境の確保を図るため，オフセットクレジット（J-VER）取引を推進し，地球温暖化防止や森林保全を図る。	三次市	
		小水力発電設置モデル事業 小水力発電の有効性の実証実験を行い，地域に内在するクリーンエネルギーの有効活用を図る。	三次市	
		公共施設等維持管理事業 公共施設等の維持管理，修繕及び危険性の高い施設の取壊しを行うことで，生活環境の改善を図る。	三次市	
		廃棄物処理事業 廃棄物処理を適切に行うことにより，循環型社会を構築し，持続可能な環境を形成する。	三次市	
		過疎地域自立促進基金積立 新エネルギー設備の普及促進を図るとともに，市民の環境問題の意識啓発事業と，二酸化炭素排出削減と環境負荷軽減のための支援など地球温暖化対策事業に要する財源に充てる。 基金は，過疎計画期間中，または過疎法失効後必要に応じて処分し，事業に充てることとする。	三次市	

4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7)過疎地域自立促進特別事業	緊急通報装置給付事業 高齢者の緊急時の対応のため、通報装置設置への支援を行い、安心して暮らせる地域の実現を図る。	三次市	
		高齢者等見守り隊事業 日常生活で見守りが必要な高齢者等の居宅を「高齢者等見守り隊」が訪問することにより、高齢者等の不安感や孤独感の解消に努め、高齢者等の安心な生活の確保を図る。	三次市	
		小規模型放課後児童クラブ補助金 小規模型放課後児童クラブへの運営補助を行い、留守家庭児童の放課後保育を推進し、子どもの健全育成と子育て環境の充実を図る。	三次市	
		公共施設等維持管理事業 福祉の向上等を目的とした公共施設等の維持管理、修繕を行うことで、施設の効率的かつ効果的な利活用を推進する。	三次市	
		妊婦健診助成事業 健診にかかる経済的負担を軽減することにより、母子の健康の保持増進を図り、安心して出産を迎えられる環境を整える。	三次市	
		保育料軽減事業 子育て世代の経済的な負担を軽減することで、働きやすく、安心して子どもを産み育てられる環境を整える。	三次市	
		過疎地域自立促進基金積立 高齢者を対象とし、地域の実態に応じて、在宅福祉の充実を行い、住民と一体となった地域ケア制度の実現と、地域全体で子育てを支えあう環境づくりを行い、子育てサポート体制の確立を図るための事業に要する財源に充てる。 基金は、過疎計画期間中、または過疎法失効後必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	三次市	

5	医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業	休日夜間急患センター運営事業 休日夜間の診療体制を確保し、初期救急医療の充実を図る。	三次市	
6	教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業	放課後子ども教室推進事業 放課後等において、地域で子どもたちの安全で安心な活動拠点づくりを進め、子どもの健全育成の推進を図る。	三次市	
			公共施設等維持管理事業 教育の振興を目的とした公共施設等の維持管理、修繕を行うことで、施設の効率的かつ効果的な利活用を推進する。	三次市	
			外国語活動推進事業 小学校段階からの計画的な外国語学習の実施により、児童生徒の異文化への理解を深めるとともに、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。	三次市	
			小中学校パソコン教室事業 ICT環境を整備し、子どもたちの学習環境の充実を図ることで、様々な社会変化に対応できる人材を育成する。	三次市	
			過疎地域自立促進基金積立 学校・家庭・地域社会の連携の強化や、教師の指導力、指導体制の充実による心を大切にした教育の充実を図る事業など、教育の振興によって活力ある地域再生の実現を図るための事業に要する財源に充てる。 併せて、地域活動や人づくりなどのまちづくりに対する役割を果たすための社会活動を支援する事業に要する財源に充てる。 基金は、過疎計画期間中、または過疎法失効後必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	三次市	

7 地域文化の振興等	(2)過疎地域自立促進特別事業	過疎地域自立促進基金積立 地域文化を保存・継承するための環境整備や後継者育成への支援、多様な芸術・文化等にふれる機会や発表の場の提供等、市民の文化活動の促進を図る事業に要する財源に充てる。 基金は、過疎計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて処分し、事業に充てることとする。	三次市	
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	地域おこし協力隊事業 集落支援を行う専門員の確保により、地域活力の増進や定住人口の増加を図る。	三次市	
		地域力向上支援事業 住民自治組織等の地域資源の活用による特色あるまちづくりを支援し、住民自治組織等の活動の充実や地域の魅力づくりを図る。	三次市	
		がんばる地域支援事業 地域住民が主体となり地域課題解決のために取り組む事業に対して支援することにより、地域社会の維持・活性化を図る。	三次市	

	<p>過疎地域自立促進基金積立</p> <p>地域資源の活用や個性豊かな魅力の創造など活性化に向けた事業，住民自治組織を中心とした「地域まちづくりビジョン」の実現や地域の実情に応じた個別課題へ取り組む事業，協働のまちづくりを推進し地域のビジョン達成に向けた地域のブランドデザインの創造に必要な環境整備事業，集落の生産や生活基盤を担う農家や生産団体が生活基盤等の確保を進める事業など，集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業に要する財源に充てる。</p> <p>基金は，過疎計画期間中，または過疎法失効後必要に応じて処分し，事業に充てることとする。</p>	<p>三次市</p>	
--	---	------------	--